

14.5-208



1200501215310

14.5

208

産業案内
其の一愛知縣に於ける鶏と卵
名古屋鉄道局編



始

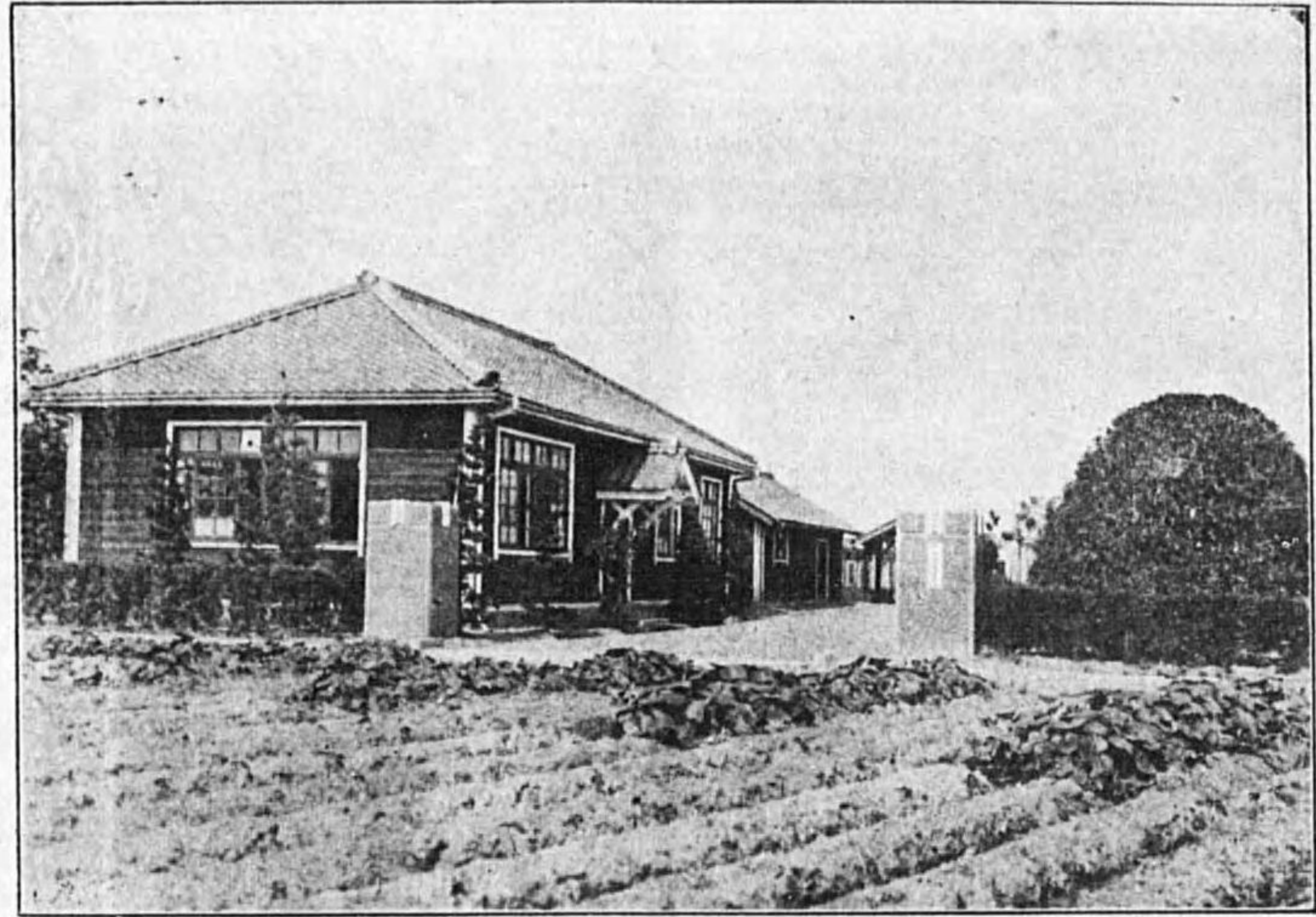


産業案内其の一

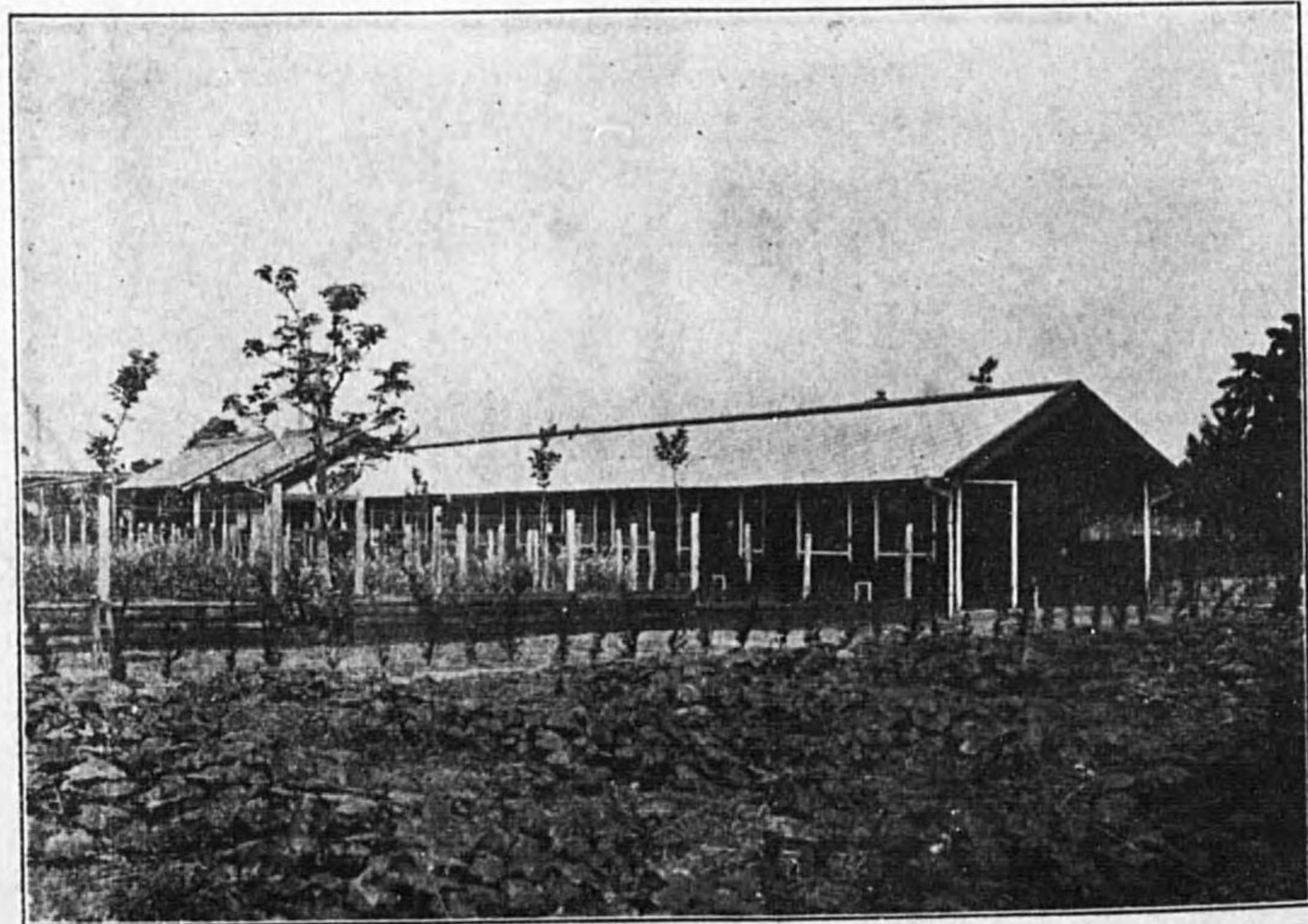
愛知縣に於ける鶏と卵

(以印刷代贈寫)

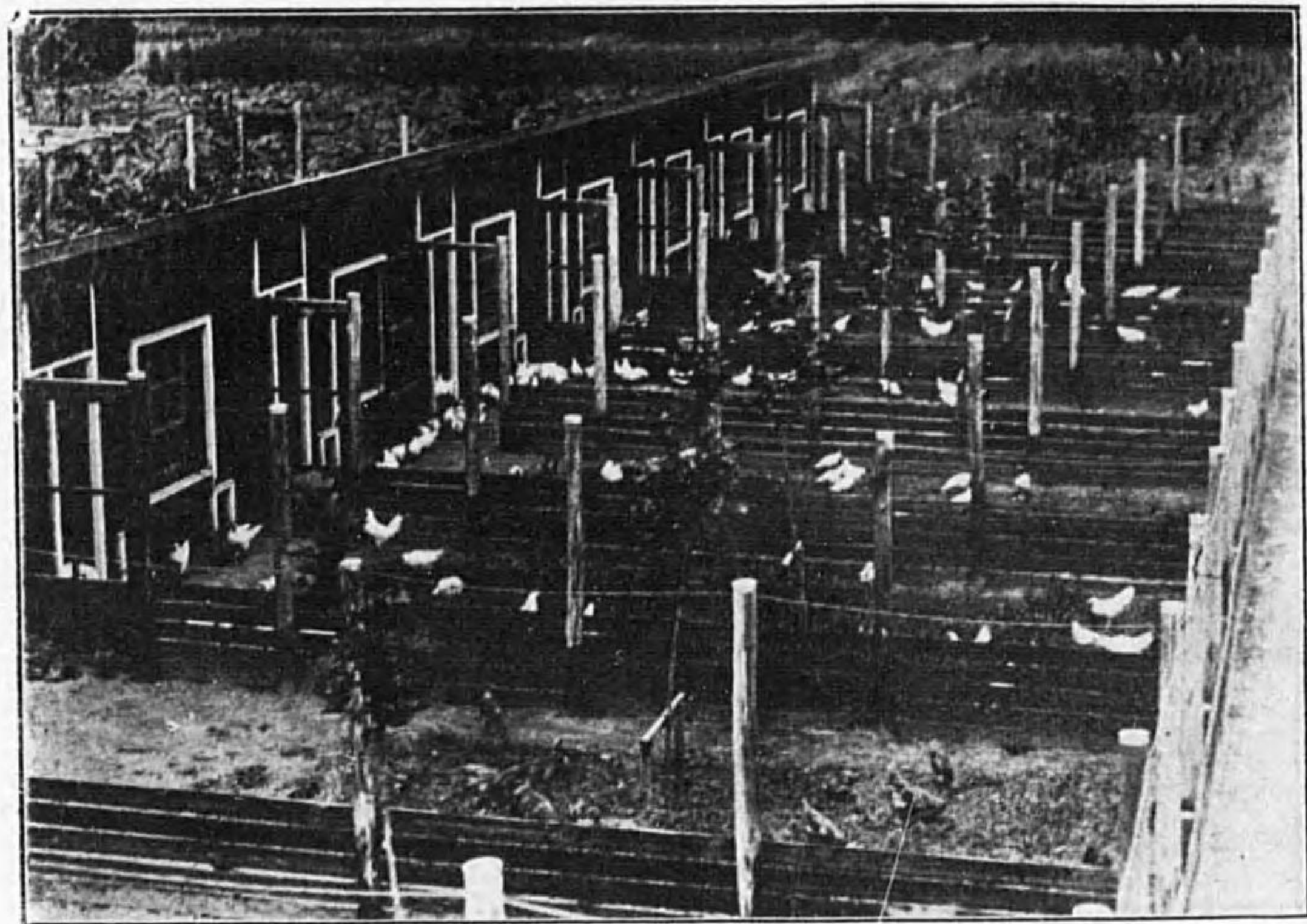
名古屋鐵道局



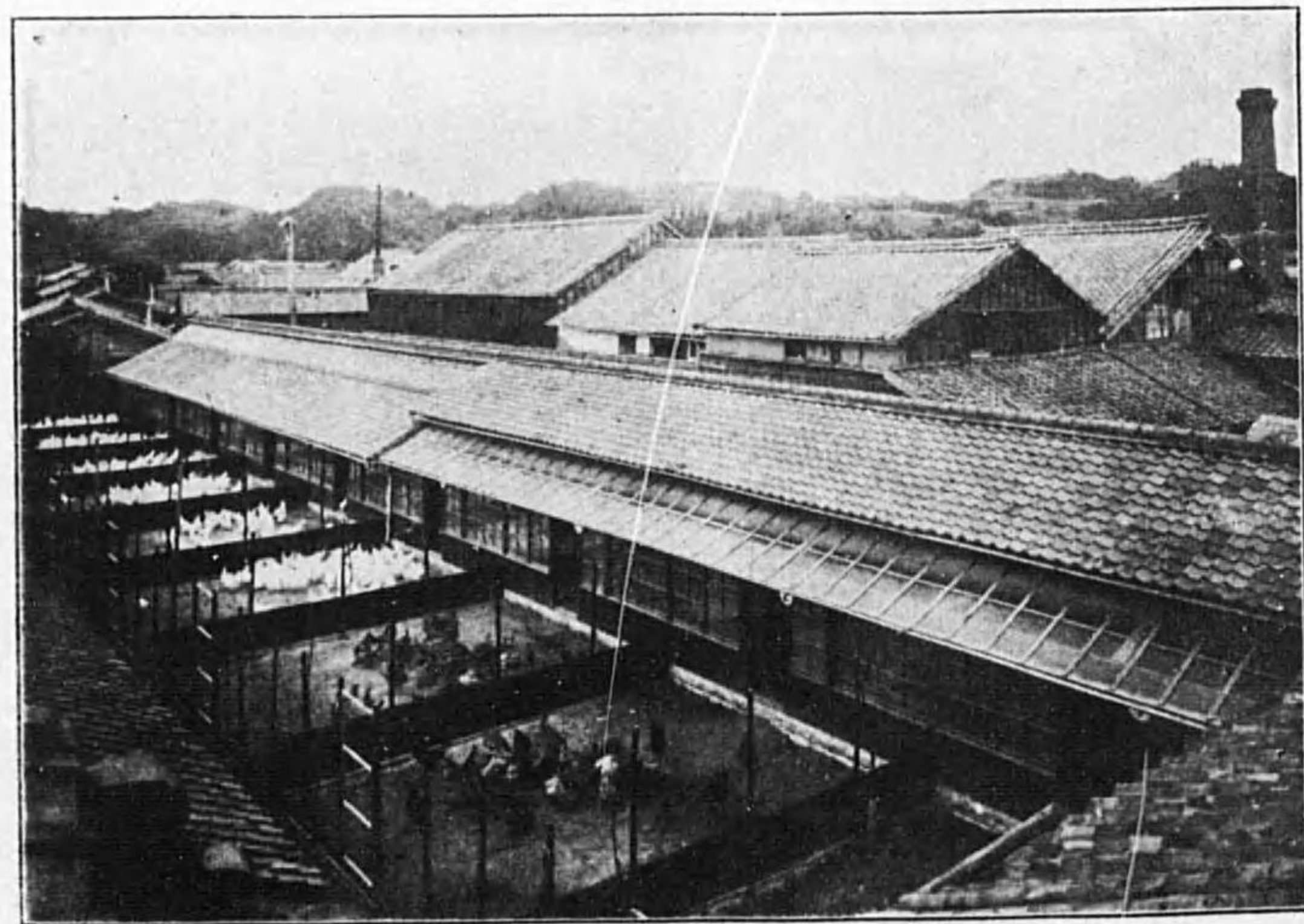
愛知縣種畜清洲分所 (愛知縣西春日井郡清洲町)



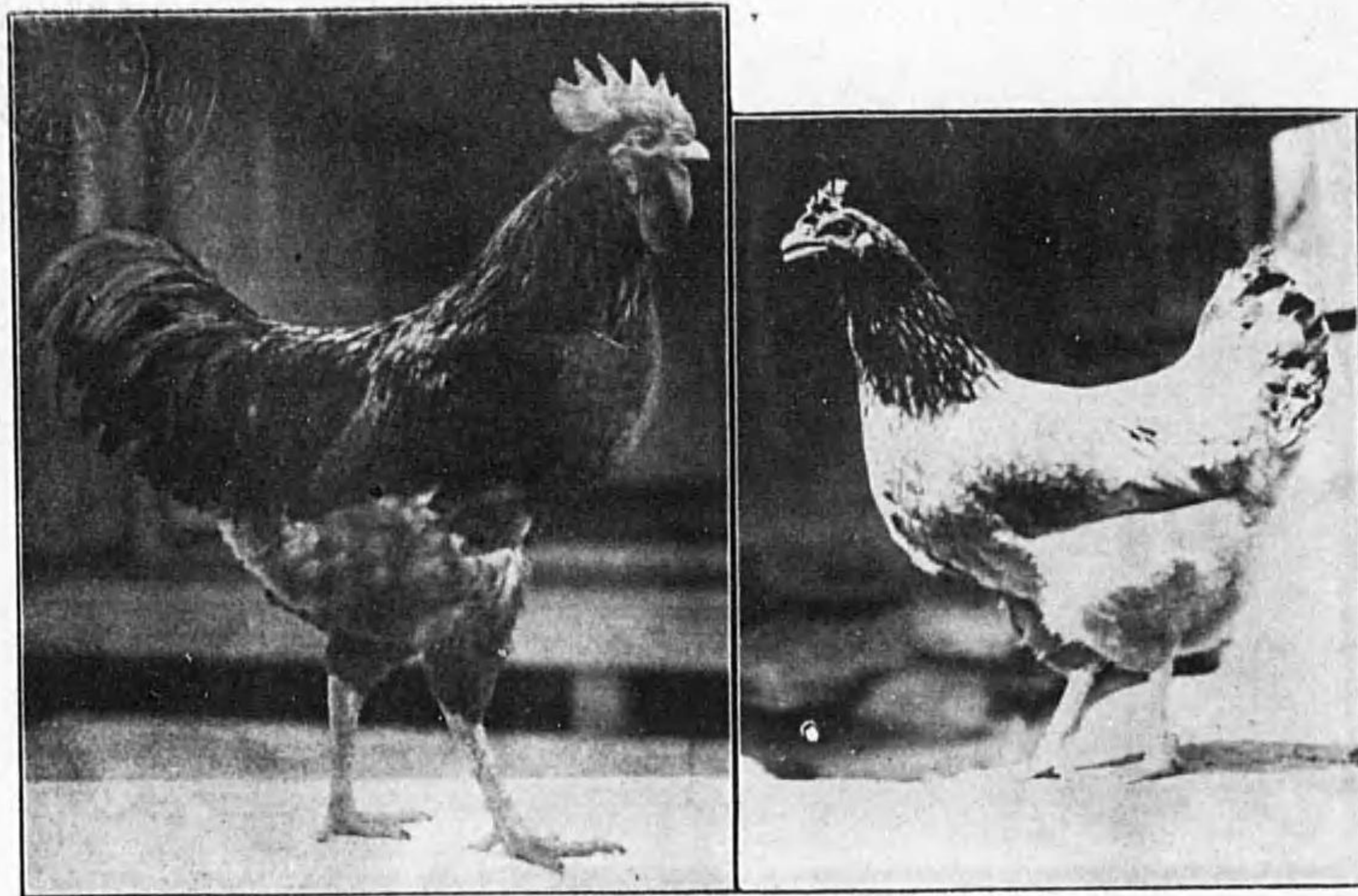
全 上 鷄 舍



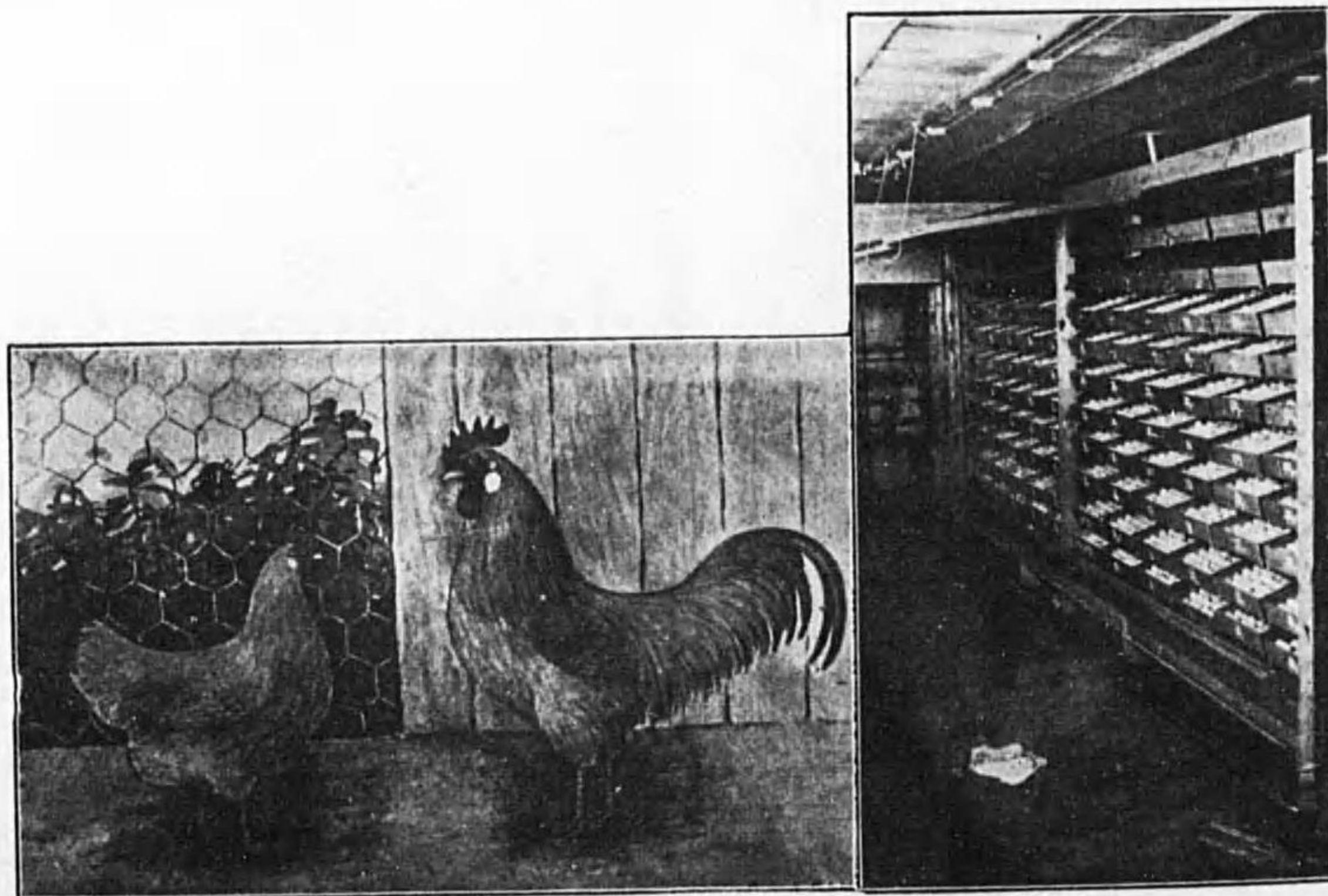
愛知縣種畜清洲分所ノ鶏舎ト運動場



榎本試験場ニ於ケル鶏舎ト運動場
(愛知縣知多郡内海町)



名 古 屋 種

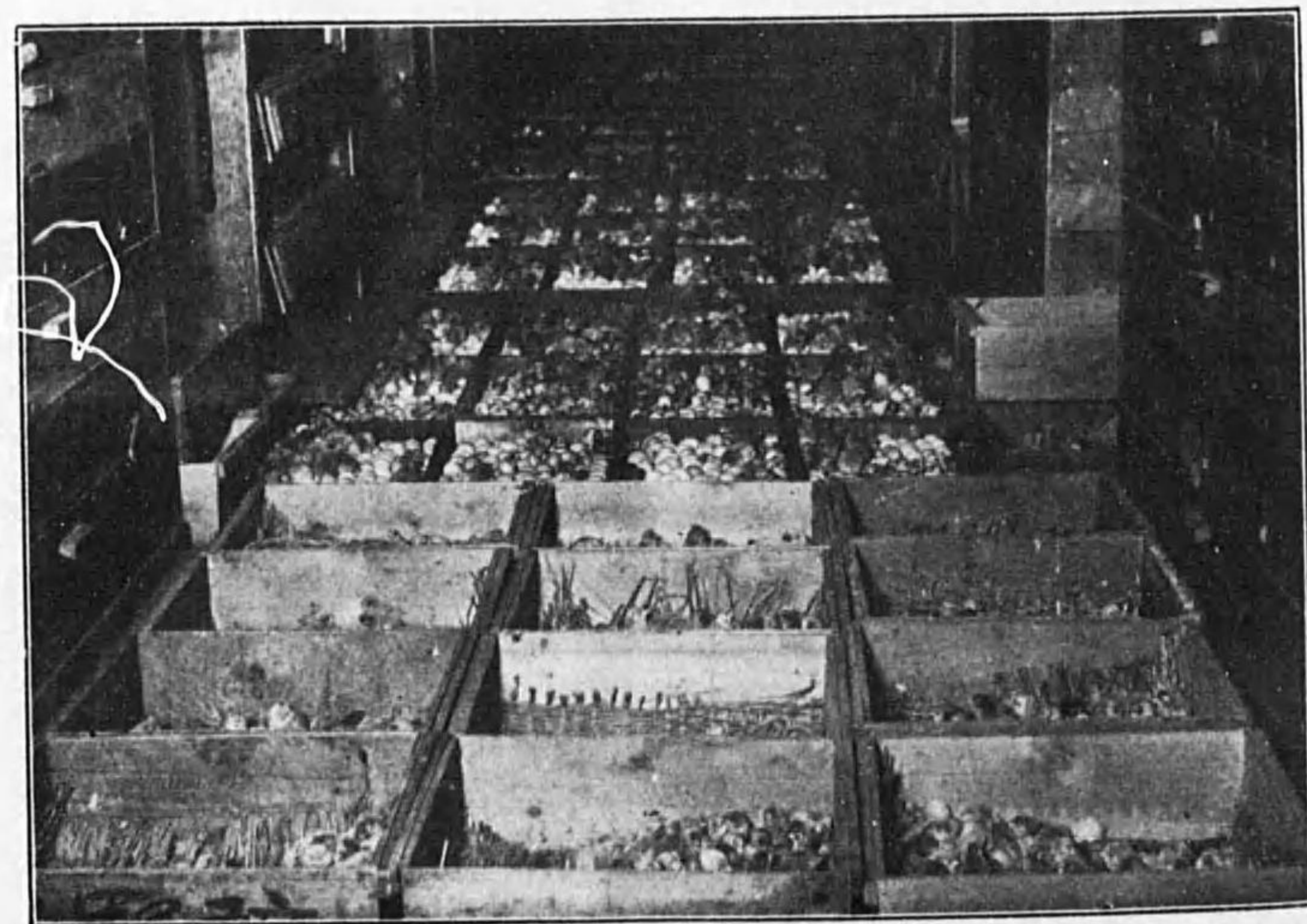


三 河 種

立体解卵器



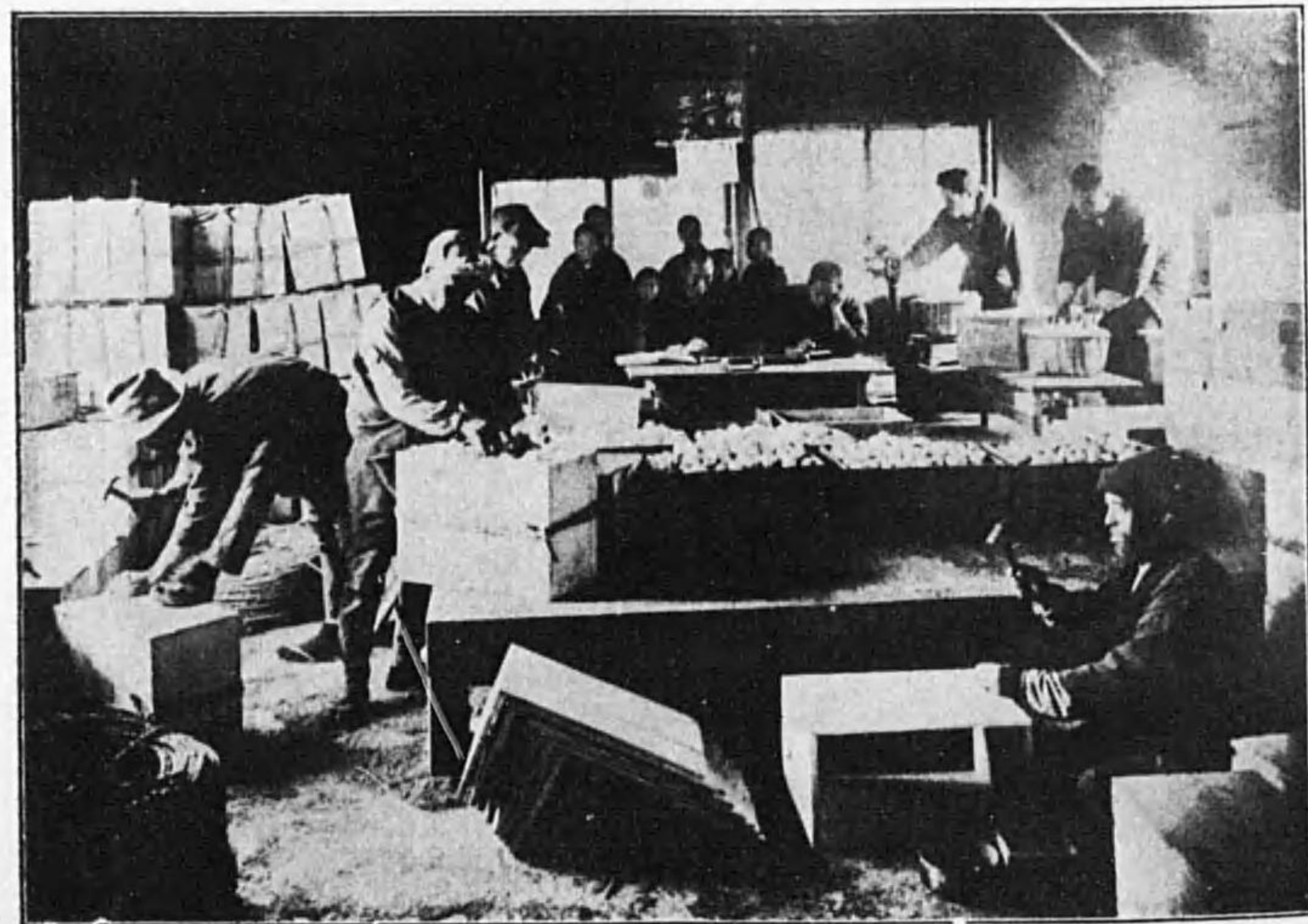
廻轉器付卵巢箱 (一ノ宮市和父江孵卵場)



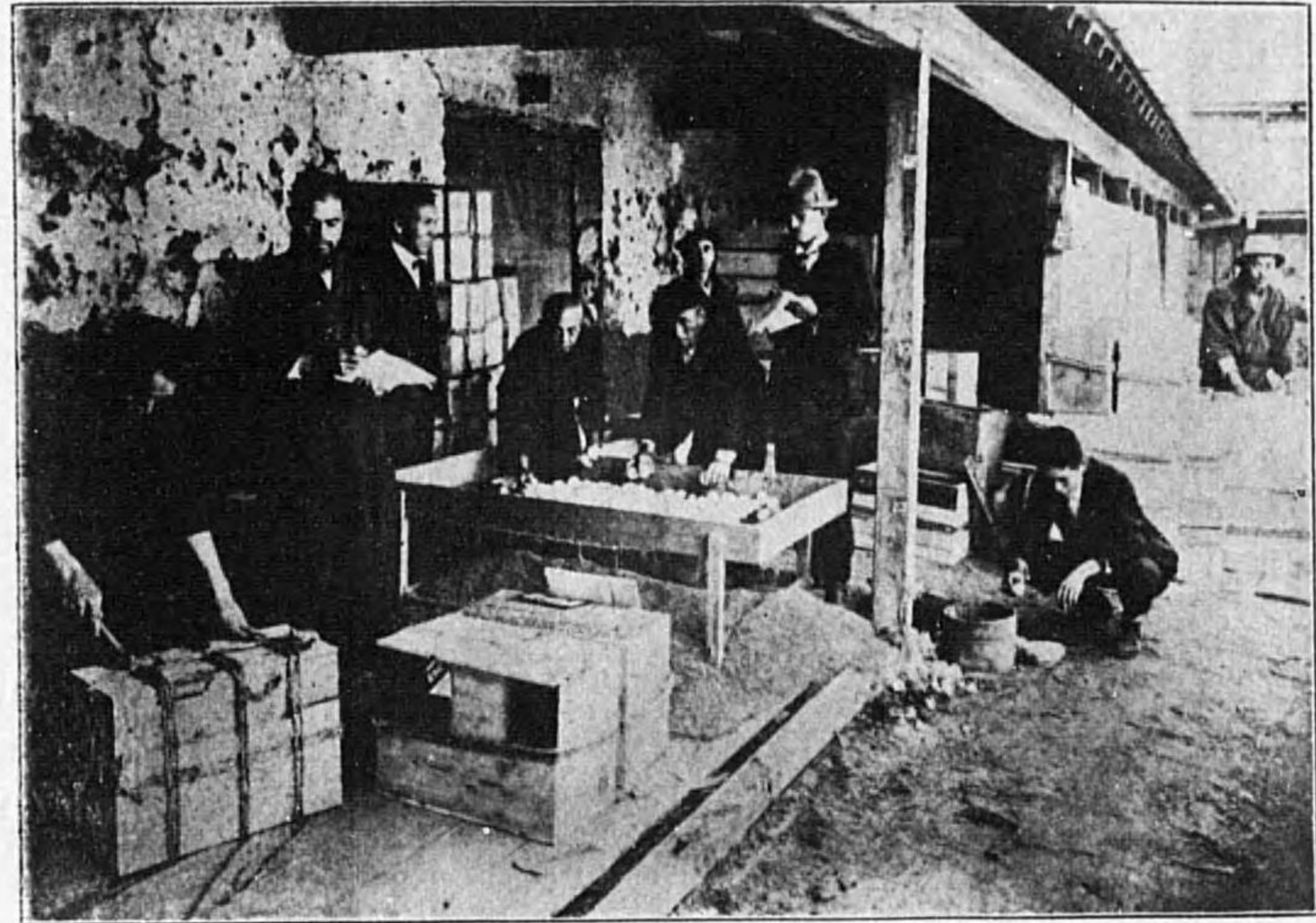
孵化場ニ於ケル初生雛發生ノ狀況



尾張一ノ宮驛ニ於ケル生鳥出荷状況



集卵及荷造ノ状況



卵質及荷造検査ノ状況



安城驛ニ於ケル鶏卵出荷ノ状況



目次

緒言

第一章 愛知縣に於ける養鶏事業……………一

 第一節 愛知縣に於ける養鶏事業の地位及沿革……………一

 第二節 養鶏戸數飼養羽數並養鶏の分布……………三

 第三節 養鶏事業の指導誘掖並改良施設……………三

 第一款 養鶏事業の指導誘掖……………四

 第二款 鶏種の改良施設……………九

 第三款 鶏卵の改良施設……………三

 第四款 養鶏組合の設置……………六

第二章 愛知縣に於ける養鶏の種類……………六

第三章 愛知縣に於ける孵卵事業……………二〇

第四章 愛知縣に於ける育雛事業……………三三

第五章 愛知縣に於ける養鶏組合……………三三

 第一節 愛知縣養鶏組合聯合會……………三三

 第二節 郡市養鶏組合……………三七

名古屋鐵道寄贈本



| | | |
|-----|--------------|----|
| 第六章 | 鶏卵及生鳥の生産並取引 | 三〇 |
| 第一節 | 鶏卵及生鳥の生産並取引 | 三〇 |
| 第一款 | 鶏卵の生産 | 三〇 |
| 第二款 | 鶏卵の取引 | 三〇 |
| 第三款 | 生鳥の取引 | 四〇 |
| 第七章 | 鶏卵及生鳥の鐵道輸送其他 | 四一 |
| 第一節 | 鶏卵の輸送 | 四一 |
| 第一款 | 輸送方法 | 四一 |
| 第二款 | 發送數量 | 四二 |
| 第三款 | 到着數量 | 四四 |
| 第四款 | 運賃 | 四五 |
| 第二節 | 鶏卵の荷造及諸掛其他 | 四五 |
| 第一款 | 荷造 | 四五 |
| 第二款 | 諸掛其他 | 四六 |
| 第三節 | 生鳥の鐵道輸送 | 四五 |
| 第一款 | 鐵道輸送 | 四五 |
| 第二款 | 輸送上の注意 | 五七 |
| 第三款 | 荷造 | 五七 |
| 第八章 | 結論 | 五七 |

緒言

鐵道が經濟上の所謂需給關係を調節圓滑ならしめて居る作用は、産業の發達振興の上に絶大なる力を與へて居るのである。而して此の需給關係の一面は財貨の提供關係であり他の一面は財貨の獲得である。鐵道が取扱ふ貨物は經濟價值ある汎百のものに亘り其の種類は多種多様であるが是等の貨物に就て其の生産消費等の經濟的調査を爲すことは勿論必要である。就中地方色を有する所謂特有貨物に就て其の生産消費の關係を調査し併せて是れが輸送の手段、方法等、鐵道輸送の狀況を明にし、一方地方的特有貨物の

存在價值を廣く江湖に認容せしめ其の發達進展を策せしむると共に他方鐵道輸送の實狀を示し、進んで是れに對する輸送施設の改善を企劃するの要は大である。

故を以つて茲に特有貨物に就て、産業案内を編することとし、先づ「其の一」として「愛知縣に於ける鶏と卵」に就ての調査を收め自他の參考に資することにした。

愛知縣に於ける鶏と卵

第一章 愛知縣に於ける養鶏事業

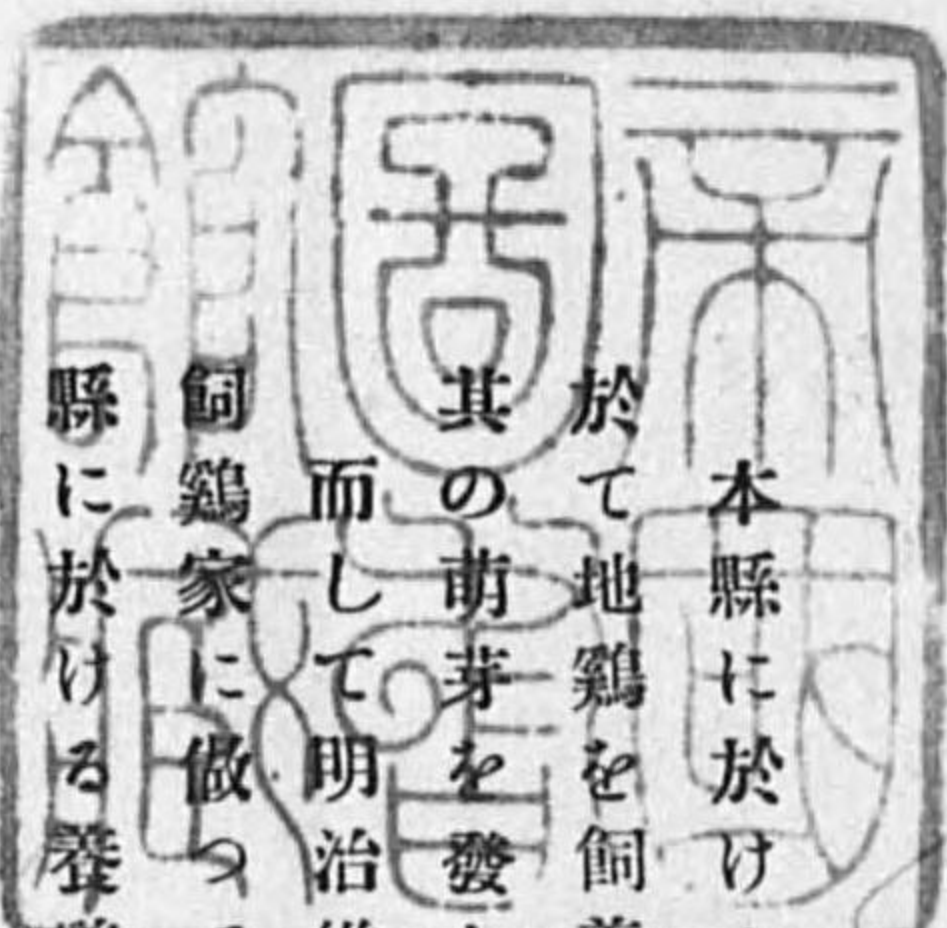
第一節 愛知縣に於ける養鶏事業の地位及沿革

本縣に於ける養鶏事業發達の經路を按ずるに明治維新前に於て既に名古屋市附近に於て地鶏を飼養せるものありたりと雖も未だ養鶏事業と認むるに至らず要するに僅に其の萌芽を發したるに過ぎない狀況であつた。

而して明治維新の際藩祿を離れた士族等其の生活費を得んが爲め當時に於ける小數飼鶏家に倣つて養鶏に志し營利を目的とせる職業化の實現となつたのである。是れ本縣に於ける養鶏事業の起源と認むることが出来る。

是れより養鶏の風は大に誘致せられて明治十年頃には既に獨立せる養鶏家を生ずるに至り其の生産物の多くは縣内に於て消費せられたが其の一部分は岐阜縣大垣の人によりて同縣及滋賀縣に移出せらるるに至つたので是れを以て本縣に於ける縣外移出の嚆矢となすのである。

當時飼養せる家鶏は未だ實用種としての域に達せず鶏種雜多であつたが爾來幾多の經過を經「パフコーチン」の雜種より現名古屋種の起源である名古屋「コーチン」を生ずるに

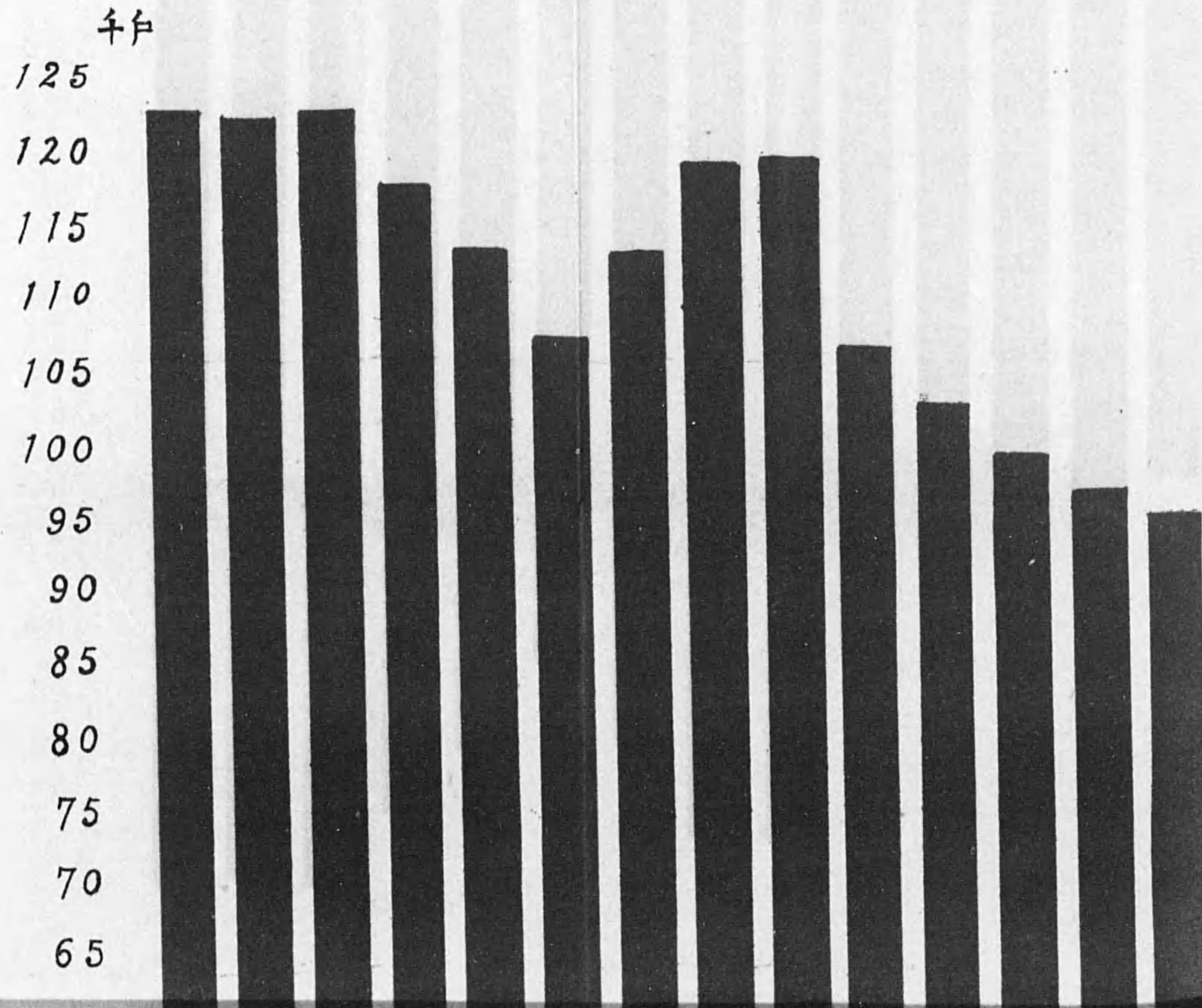
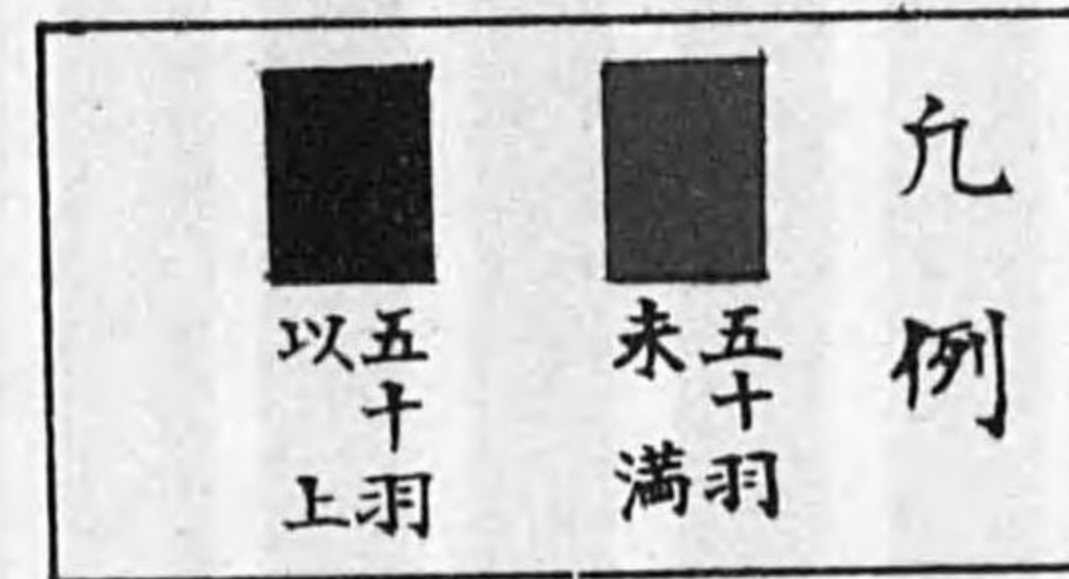


至り茲に始めて實用種の普及を見本縣に於ける養鶏事業の基礎漸く確立したのである。是れ明治二十年頃に於ける情態である。茲に養鶏事業の基礎成りてより漸次盛大に向ひ同三十年頃に至つては尾張部に於て百羽以上の養鶏家三百餘戸を算するに至つた。但し三河部に於ては本業は未だ幼稚にして多數飼養する者は僅々數戸に止まつて居たのであるが農家の副業として大に有利なることを認むると共に漸次養鶏は盛大となり殊に日露戰役後に於て急激なる進歩を示すに至つた。

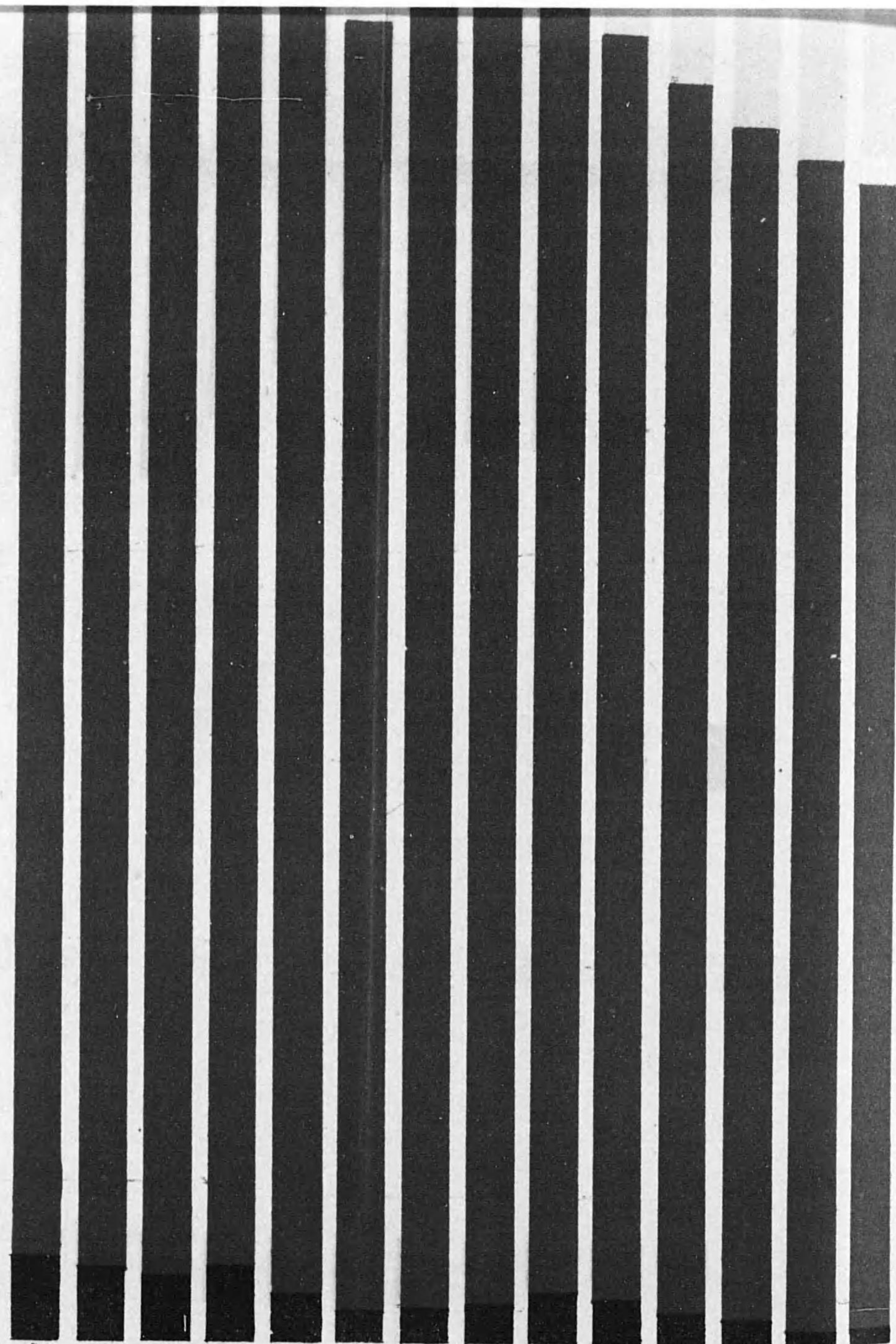
要之本縣に於ける養鶏業の發達には其間多少の盛衰を見たりと雖も概言すれば逐年進展の途を辿つて居るのである。而して近年に至つては農家養鶏家に於ても米價の高低及養蠶養豚其他の副業の關係竝輸入卵の數量の多寡等を考慮し所謂目先を見ては居るが大體に於て年々飼養羽數は増加の傾向を示して居る。即ち大正十二年農林省調査に依れば五十羽未満の飼養戸數は第六位に十羽未満のものは第七位にあり又農家戸數百戸に對する飼養戸數は全國中實に第二十三位を示し二百羽以下の副業的飼養戸數に於ては甚だ遜色があつたのである。然れども大正十四年中に於ける本縣の飼養羽數は三百六萬三千四百十六羽。産卵個數一億七千二百三十萬三千三百九十一個に及び數年前迄全國の首位を占めつゝありたる千葉縣を凌駕し羽數に於て八十五萬四百十二羽。産卵數に於て三千百二十九萬七百五十一個の増加を示し嶄然頭角を現はし一躍して他府縣の追隨を許さざるの域に達し將來の進歩は實に矚目に價するものがあるのである。

愛知縣ニ於ケル養鶏戸數累年比較圖表

第一号表



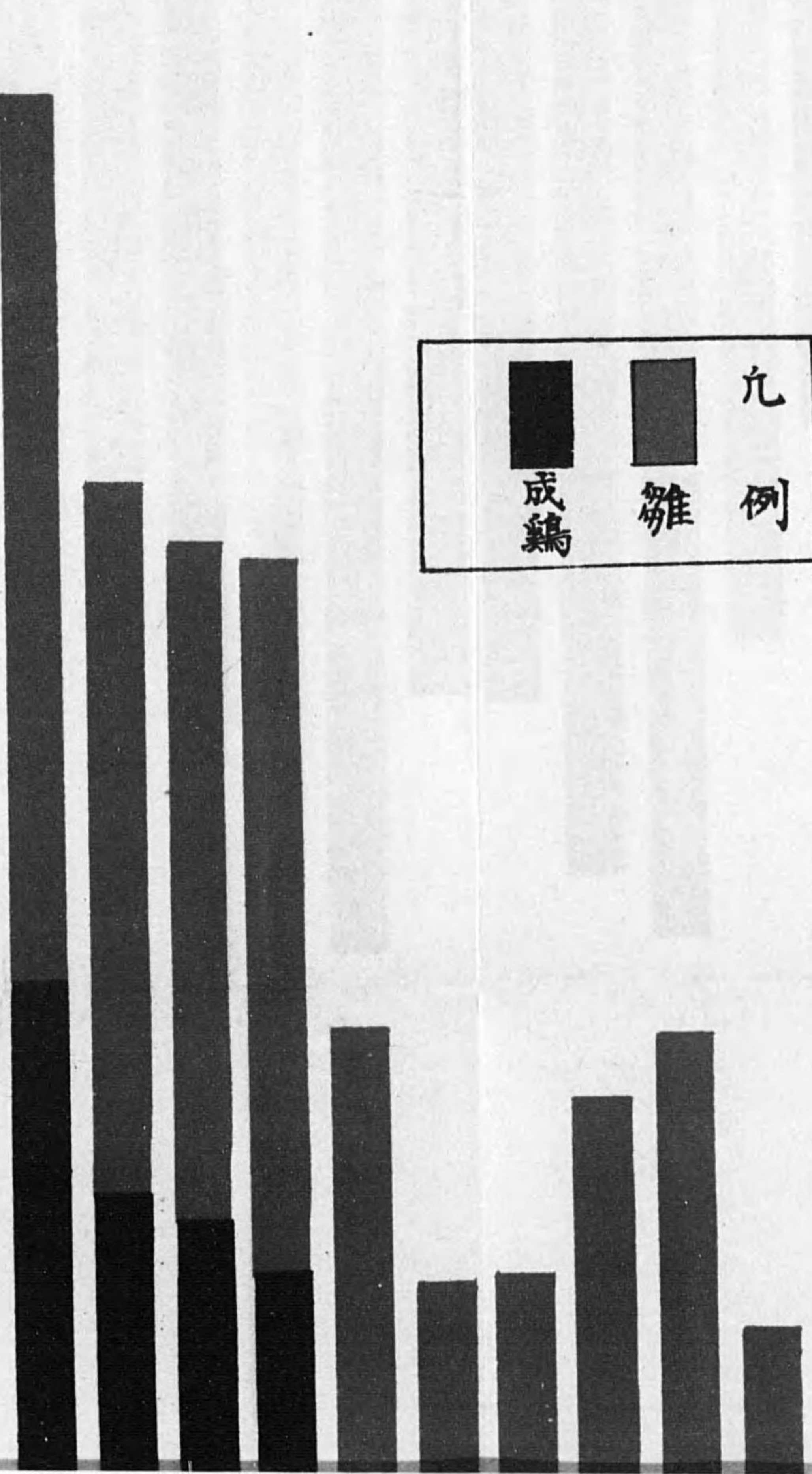
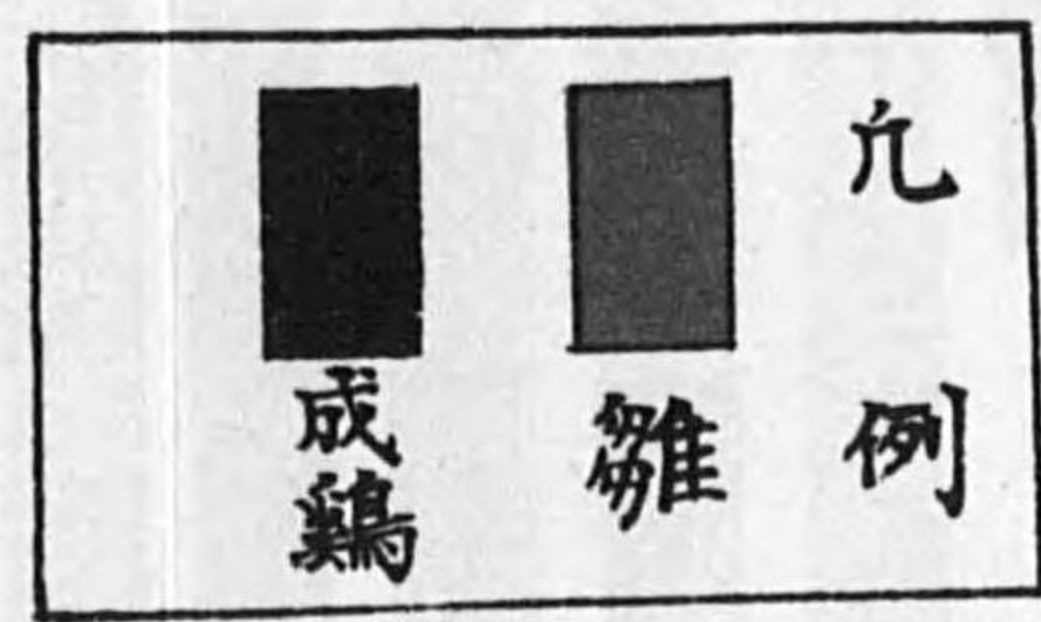
105
100
95
90
85
80
75
70
65
60
55
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5



十四年 十三年 十二年 十一年 十年 九年 八年 七年 六年 五年 四年 三年 二年 元年

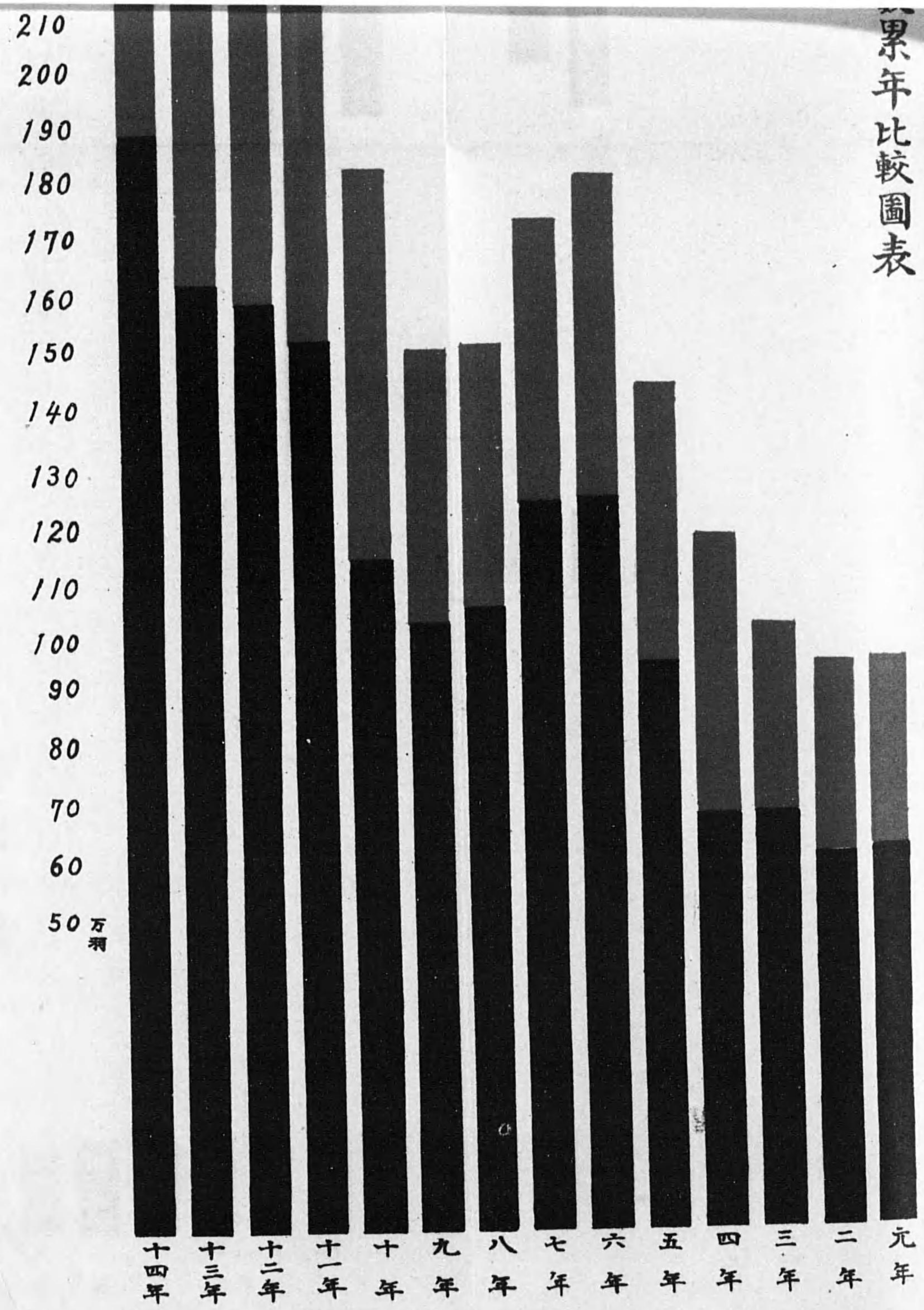
第二號表

310
300
290
280
270
260
250
240
230
220
210
200
190
180
170
160
150
140
130



愛知縣ニ於ケル鷄飼養羽數累年比較圖表

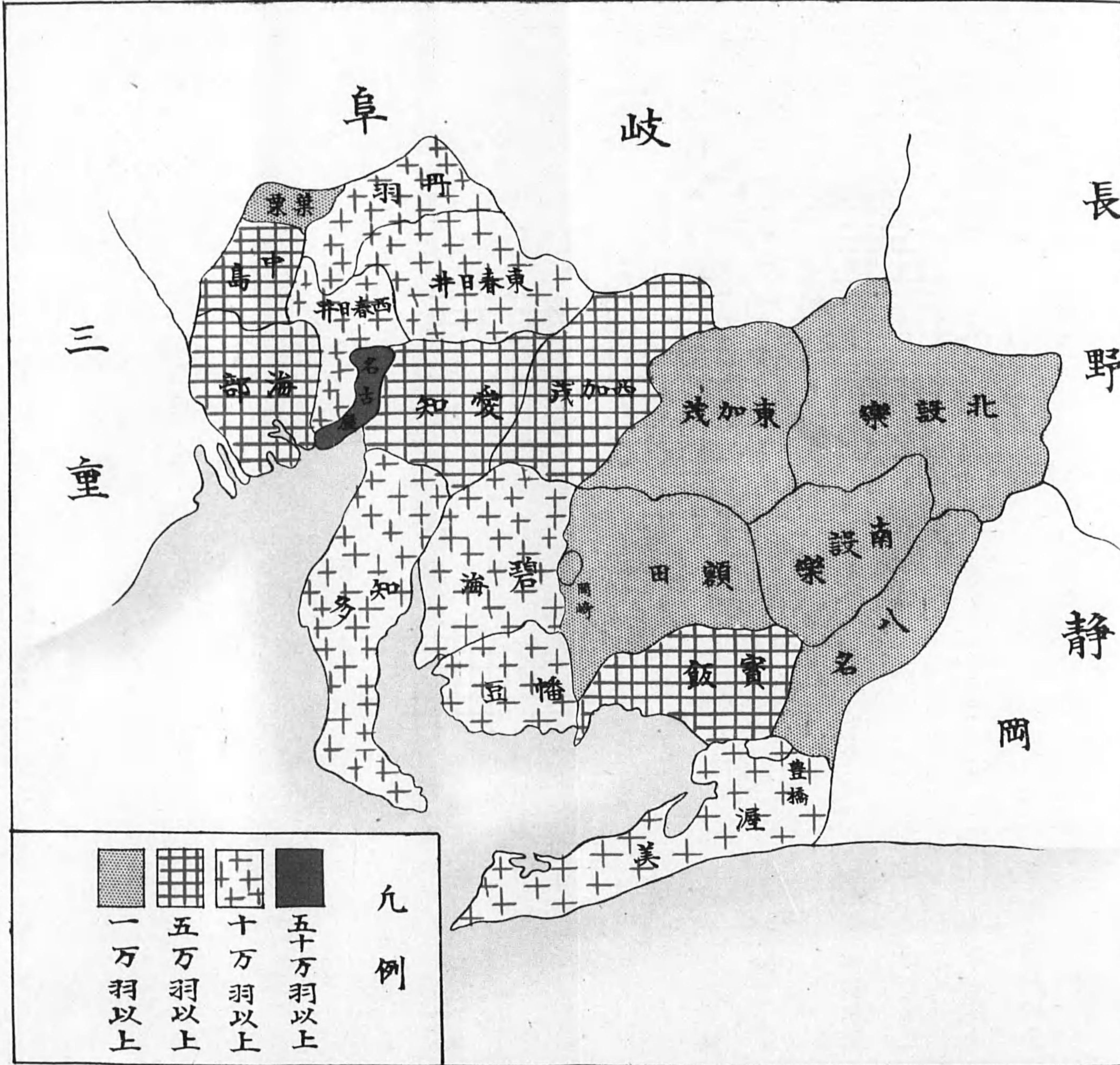
累年比較圖表



50 万羽

第三号表

總計 三〇六三、四一六羽



郡別養鶏羽數(雜共)圖表 (大正十五年六月末現在)

第三号表

總計 三〇六三、四一六羽



岐阜県鳥羽数調査図表

碧海郡養鷄分佈圖

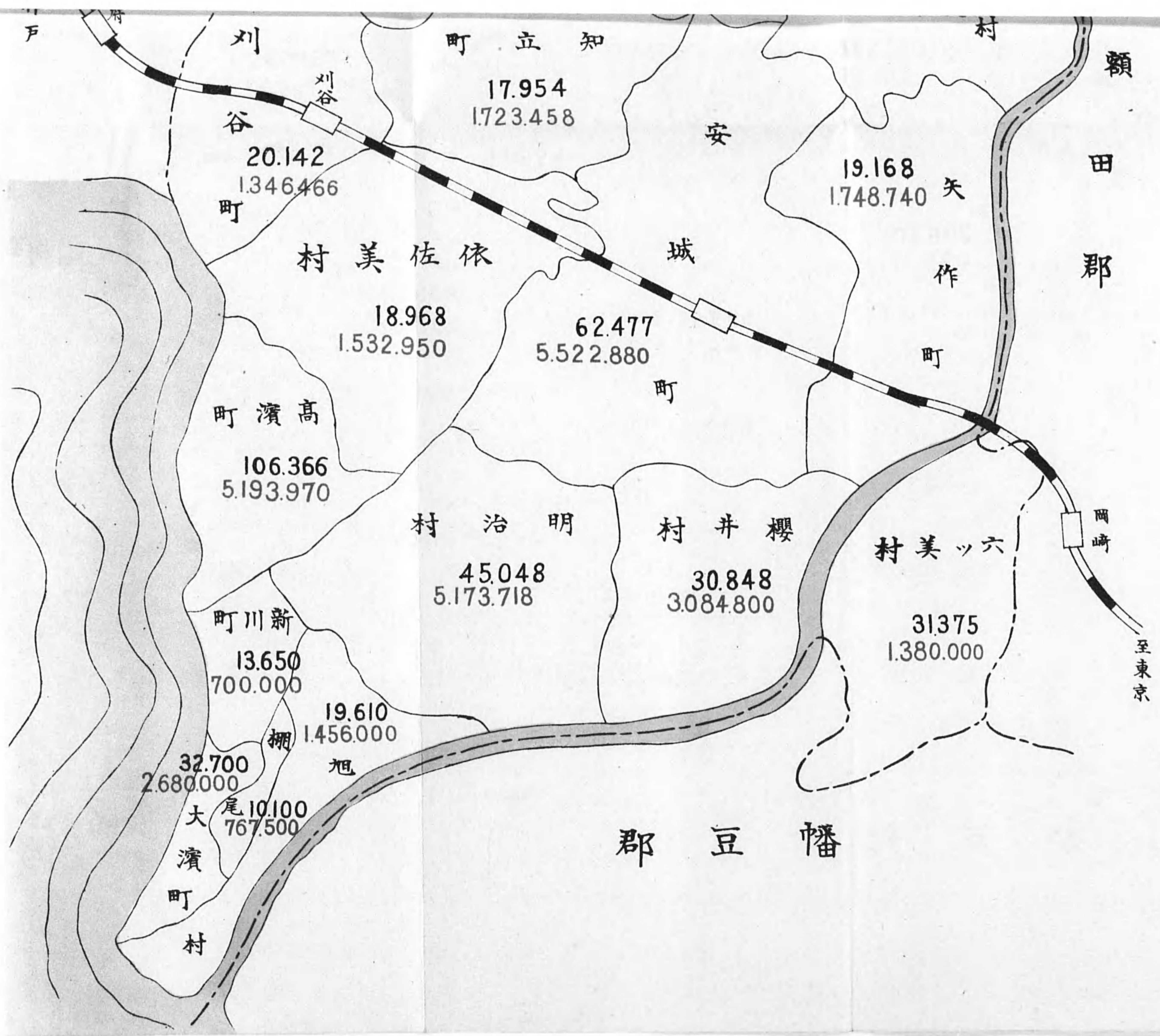
(大正十五年六月末日現在)

西加茂郡

九例
 黒字ハ羽數ヲ示シ
 赤字ハ一ヶ年間ノ産卵
 數ヲ示ス

第四号表





第二節 養鶏戸數、飼養羽數並養鶏の分布

本縣に於ける養鶏戸數は漸増を示し養鶏羽數は名古屋を第一にして五十萬羽以上を算し碧海郡之れに亞ぎ豊橋東春日井郡丹羽知多渥美等孰れも十萬羽以上を飼養せる現狀であるが就中増加率の最も旺盛なるは豊橋渥美等である。次に養鶏の分布に就ては郡別に依るものと代表的碧海郡に於けるものとを別表に示すことにする。

第三節 養鶏事業の指導誘掖並改良施設

第一款 養鶏事業の指導誘掖

本縣當局に於ては養鶏事業の保護獎勵に就ては大に努め明治三十六年縣立農事試験場に養鶏部を設置し各種の試験を行ひ斯業の啓發に努力し又一方優良なる種禽の拂下げをなし地方鶏種の改善を圖つた。又他方に於ては斯業に關する講習會を開催し或は品評會を催す等當業者の指導誘掖に力を注いだのである。

大正八年に至り副業獎勵の機關縣内に設置さるゝや多額の資金を養鶏獎勵費として計上し又最近にありては農林省令第五號に依り養鶏獎勵規則の制定を見る等斯業の啓發を計つて居るのである。

左に養鶏獎勵規則並愛知縣官民合同養鶏協議會に於ける最近の決議事項を示すとこ
にする。

四

一、農林省令第五號

養鶏獎勵規則左の通定む。

昭和二年三月三十日

農林大臣 町 田 忠 治

養鶏獎勵規則

第一條 農林大臣ハ鶏ノ改良増殖ヲ圖リ鶏卵ノ増殖ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度
豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス。

第二條 獎勵金ハ道府縣農會産業組合産業組合聯合會又ハ農林大臣ノ適當ト認ムル
法人若ハ組合ノ左ニ掲グル費用ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ交付ス。

一、養鶏ニ關スル專任技術員ノ設置ニ要スル費用

二、養鶏ニ關スル共進會競技會講習會講話會其ノ他養鶏智識ノ普及向上ニ關スル施
設ニ要スル費用

三、鶏ノ飼養孵卵育雛産卵能力ノ檢定又ハ飼料ノ貯藏若ハ調製ニ要スル建物工作物
又ハ器具機械ノ設備ニ要スル費用

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ
添へ二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ。

一、事業計畫

二、事業ニ關スル收支豫算

前條第三號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ前項ノ書類ノ外設
備ノ設計書ヲ添付スベシ。

前二項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ。

第四條 第二條第三號ノ費用ニ對スル獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタルモノハ獎勵金ノ交
付ヲ請求セントスルトキハ設備完了後請求書ニ精算書ヲ添へ農林大臣ニ之ヲ提出
スヘシ。

第五條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタルモノ第三條第一項及第二項ノ書類ニ記載シタ
ル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ。

第六條 第二條第一號又ハ第二號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ事
業成績及收支決算ヲ翌年七月三十一日迄ニ農林大臣ニ報告スベシ。

第二條第三號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ其ノ交付ヲ受ケタル
日ヨリ三年間毎年度ノ事業成績ヲ其ノ年度終了後二ヶ月内ニ農林大臣ニ報告スベ
シ。

五

第七條 第二條第三號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ五年間農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ獎勵金ノ交付ヲ受ケテ爲シタル設備ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ス。

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ獎勵金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ。

一、本則ノ規定ニ違反シタルトキ。

二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ。

三、事業施行方法不適當ト認メタルトキ。

四、支出額カ豫算額ニ達セザルトキ。

第九條 本則ニ依リ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スベシ。

附 則
本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

第三條中二月末日迄トアルハ昭和二年度ニ限リ六月三十日迄トス。

二、愛知縣官民合同協議會に於ける決議事項。

一、養鶏戸數及養鶏羽數の増加を計るため。

イ、養鶏戸數は現在農家戸數の六割一分に相當するを今後六ヶ月間に現在農家戸數の九割に達せしむる様努むること。

ロ、飼養羽數は現在養鶏戸數一戸平均成雌鶏十四羽を今後六ヶ月間に二十羽に増加すること。

ハ、養鶏智識の普及向上を計るため樞要なる地方の縣立農學校に養鶏科を設くること。

ニ、鶏飼料に對する課税の徹廢を期すること。

ホ、共同育雛所設置を獎勵すること。

ヘ、育雛競技會を各地に開催すること。

二 鶏種の改良

イ、速に孵卵業組合を組織し孵化用種卵の選別に努むること。

ロ、優良種禽種卵の系統的普及を期するため國立種禽場並に能力檢定場を愛知縣下に設置方要望のこと。

ハ、縣立種禽場増設を要望すること。

ニ、産卵能力の記録を明にするため「トラブネスト」の使用を獎勵し其能力登録を行ふこと。

ホ、産卵種鶏兩共進會を一層助成すること。

ヘ、産卵能力検査事業實施を獎勵すること。

三、鶏卵及廢鶏の處置。

- イ、産業組合法による養鶏團の組織により鶏卵及廢鶏の共同處置の實を擧ること。
- ロ、鶏卵には生産者及所屬組合を標示する「マーク」を附し品質の保證をなすこと。
- ハ、生産者の團體を以て中央卸市場に生鳥問屋の開設を期すること。
- ニ、鶏の肥育を奨励すること。

四、飼料の購究

- イ、縣養鶏組合聯合會に縣費補助金の増額を得て人員を増加し一層大仕掛に飼料購入をなすこと。
- ロ、滿蒙南滿及印度地方に於ける飼料の調査をなすこと。
- ハ、農業倉庫の利用を擴張して飼料の保管に便すること。
- ニ、餵粕は鶏の嗜好する飼料なりと雖も卵黄を淡色ならしめ且時價高きに過ぐるを以て一貫十四錢以下に非れば當分飼與を見合はせ碎米の如きを以て代用すること。
- ホ、配給粉餌及綠飼の給與を奨励すること。

五、團體の活動

- イ、養鶏組合及其聯合會は農會産業組合農事改良實行組合等と努めて聯絡を計ること。
- ロ、郡市養鶏組合聯合會に加入せざる組合の加入を勧誘し組合及聯合會の結束を堅

くして各種事業の遂行を期すること。

ハ、養鶏團體に對する縣の補助金増額を要求すること。

ニ、縣稅營業稅徹廢陳情をなすこと。

第二款 鶏種の改良施設

本縣農事試驗所に於て多年試驗の結果改良淘汰せる優良原種に本縣獎勵品種とせる名古屋種、三河種(名古屋種に白色、レグホーン)又は黑色、ミノルカを配したる二代雜種を謂ふ。白色、レグホーン、黑色、ミノルカの四種を通して毎年百羽乃至二百羽の種用雄鶏を作出し是れを郡市又は郡市農會に無償交附し交附を受けたる郡市又は郡市農會は嚴選せる優良の雌鶏を配し其の管理は直營又は委託とし生産せる鶏卵は孵化して雛となし或は又種卵として其の郡市内希望者に無償若くは時價の三分の二以下にて頒布し優良なる純粹種の普及を圖つた。是等の郡市又は郡市農會には縣より相當の補助金を交付した。此の鶏種改良の計畫は大正八年以降大に普及し縣下各郡市に及び其の斯業に與へた効果は漸次顯著となつて來たのである。

而して大正八年本縣に於ては鶏種改良に就き是れが奨励策を確立し鶏卵改良補助規定を發布し又本年八月には鶏種改良の實果を充實せしむる爲め愛知縣種畜場種禽種卵拂下規程を發布し銳意鶏種改良に力を注いだ。

是等諸規定の内容を集約すれば左の九要項となるのである。

- 一、鶏種改良獎勵の爲め名古屋種、三河種、白色「レグホーン」、黑色「ミノルカ」の四鶏種を通し年々約百乃至二百羽の種用雄鶏を作り之を郡市又は郡市農會に無償交付すること。
- 二、郡市又は郡市農會は前項の雄鶏を受け之に適當なる雌鶏を配合し其の雛を郡市内副業的養鶏者に配布すること。
- 三、郡市又は郡市農會に於て前項の雛を有償にて配布せんとする時は特別の事情ある場合を除くの外之を普通市價の三分の一以内とすること。
- 四、種鶏雌雄の配合は特別の事情ある場合を除くの外之を十雌一雄の割合とすること。
- 五、郡市又は郡市農會は特別の事情ある場合を除くの外第一項に依り縣の交付する雄鶏一羽當一ケ年三百二十五羽を標準として第二項の雛發生雛の配布計劃を爲すこと。
- 六、縣は郡市又は郡市農會に於ける此の施設費用に對し補助金を交付すること。但し補助金の率は特別の事情無き限り第一項に依り交付する種用雄鶏一羽當金貳拾圓とすること。
- 七、第一項に依る種用雄鶏は特別の事情ある場合を除くの外別表に依り生後約四ヶ月を経過したるものを九月前後に於て交付すること。
- 八、大正八年度に於て縣より交付したる種鶏又は之れを複製し得たる種鶏は本計劃に依り交付する種用雄鶏の完全に繁殖能力を備ふるに至る迄本計劃の下に之れを使用すること。

九、郡市又は郡市農會は毎年十二月末日迄に翌年度に於て要する種用雄鶏の種別羽數を縣に報告すること。

鶏卵改良補助規定

- 第一條 鶏卵ノ品質改良ヲ計ル爲毎月一回以上卵質ノ審査ヲ行ヒ其ノ成績一ケ年ヲ通シ優良ナル生産者ヲ推奨スルノ方法ヲ講スル團體ニ對シ本規程ニ依リ補助金ヲ交付ス。
- 前項ニ依リ補助金ノ交付ヲ受クヘキ團體ハ一郡市以上ヲ區域トシテ事業ヲ行フモノニ限ル。
- 第二條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ毎月三月末日迄ニ事業執行ニ關スル方法ヲ記載シタル書面及收入豫算ヲ具ヘ知事ニ申請スヘシ。
- 第三條 知事ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル團體ニ對シ監督上必要ト認ムル指揮ヲ爲シ又ハ命令ヲ發スルコトアルヘシ。
- 第四條 本規程ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄町市役所ヲ經由スヘシ。

附 則

- 第五條 本規程ハ告示ノリヨリ之ヲ施行ス。
- 第六條 本規定第一條第一項ノ期間及第二條ノ期限ハ大正八年度ニ於テ事業ヲ行フモノニハ之ヲ適用セス。

愛知縣種畜場種禽種卵拂下規程

一一

- 第一條 本縣内ニ於テ鶏ノ改良蕃殖ヲ圖ラントスルモノニ對シ本規程ニ依リ種禽種卵ノ拂下ヲ行フ。
- 第二條 種禽種卵ノ拂下ヲ受ケントスルモノハ書面又ハ口頭ヲ以テ愛知縣種禽場清洲分場長ニ出願スヘシ。
- 第三條 拂下スヘキ種禽及種卵ハ一回ニ付キ種禽ニ在リテハ五羽以内種卵ニ在リテハ五拾個以内トス但シ公益事業ノ爲メ必要アリト認メタル出願ニ對シテハ此ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ。
- 第四條 拂下スヘキ種禽種卵ノ代金ハ左ノ金額ノ範圍内ニ於テ種畜場長之レヲ定ム。
- 一、種 禽 一羽ニ付 金 五 圓
- 一、種 卵 一個ニ付 金 拾 錢
- 第五條 拂下ヲ許可シタルトキハ種禽又ハ種卵ノ種類、數量、代金及其ノ納付期限並ニ種禽種卵引渡期日ヲ指定シ之ヲ出願者ニ通知ス。
- 第六條 出願者前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ代金納付期限迄ニ拂下代金ヲ納付シ種禽種卵ノ引渡ヲ受クヘシ。
- 第七條 拂下許可ヲ受ケタルモノ正當ノ事由ナクシテ指定ノ期限内ニ拂下代金ヲ納付セス又ハ種禽種卵ヲ受領セサル時ハ拂下ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ。

第八條 拂受人種禽種卵ノ輸送ヲ受ケントスルトキハ其ノ託送ヲ請求スルコトヲ得。前項輸送ニ要スル費用ハ拂受人ノ負擔トス。輸送ヲ引受ケタルモノニ種禽又ハ種卵ノ交付ヲ爲シタルトキハ其ノ引渡ヲ了シタルモノトス。

第九條 拂受人種禽又ハ種卵ノ引渡ヲ受ケタル後ハ如何ナル事由アルモ代金ノ返還又ハ減額代物ノ交付若クハ損害ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得ス。

第十條 拂受ケタル種禽ハ引渡ヲ受ケタル日ヨリ滿一ケ年以内ハ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ハ愛知縣種畜場清洲分場長ニ事由ヲ具申シ其ノ承認ヲ受クヘシ。

第十一條 本規程ニ違反シタルモノニ對シテハ將來種禽種卵ノ拂下ヲ爲サ、ルモノトス。

第三款 鶏卵の改良施設

由來本縣に於ける鶏卵は其の形狀光澤、色合、大さ等に於て不揃のもの多く且つ卵黃色澤淡く卵白著しく水様をなせるもの多き等卵質不良であつた爲め兎角名聲不振で従つて其の價格も常に他より低位にあつたのである。今參考の爲一箱(二四〇—二八〇個)に對する各地生産の卵價を示せば左の通りである。

一一

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 大正八年六月 | 東京 | 京阪 | 名古屋 |
| 同 年七月 | 一一、〇〇 | 一一、〇〇 | 九、五〇 |
| 同 年八月 | 一三、二〇 | 一四、〇〇 | 一二、〇〇 |
| 同 年八月 | 一四、五〇 | 一五、〇〇 | 一三、〇〇 |

斯くの如き状態であつたので鶏卵改良の必要は最も本縣にとり緊切なる事に屬し大正八年八月鶏卵改良補助規程を制定實施するに至つたのである。

而して毎月一回以上鶏卵の改良を圖る目的にて鶏卵の審査を行ひ一ヶ年を通し優良なる成績を示せる生産者を推奨する方法を講せる團體に對し補助金を交付することゝなつたのである。尙右は一郡市以上を區域とするものに限定して居る。

大正八年度に於ては尾張部に屬する西春日井愛知の二郡卒先して是れを實施し先づ範を示した。九年度に於ては幡豆郡及岡崎市是れに着手し十年度には三河部の最盛地碧海郡に於て實施を見るに至り結局一市四郡に及んだのである。

以上の各郡市に於ける養鶏組合聯合會専ら主となりて鶏卵の審査を司り審査會の都度其の郡市内の營業者を集め審査の實際を公開し同時に鶏卵改良に關する有益なる研究を發表し又は是れに關する講話を爲し其他毎回成績優良なる者の飼料を調査し其の配合方法を印刷し汎く一般に發表して改善に資し他方成績不良なる者に對して反省を促す等鋭意改善に努力して居る。

此の養鶏組合聯合會の多くは其の所屬組合を十二に分ち順次各月の當番組合を定め其の組合内に審査會場を設けることとし一ヶ年を以て其の郡内を一巡する仕組となし一人も漏れなく審査の實況を知らしめ各種の講話を聴かしむるやう細心の注意を拂つて居るのみならず十五年四月に至り愛知縣西春日井郡清洲町に愛知縣種畜分所を設け養鶏に關する試験調査及卵種の拂下をなし専ら鶏種の改良施設に腐心し居るのである。是等の施設が大に認めらるゝと共に近來鶏卵改良の實果著るしく舉り其の結果は其の生産物の入札價格に相違を生ずるに至つたのである。従つて優良鶏卵の生産に努めざるべからざるの必要に迫らるゝことゝなり各組合とも其の改善に力を注ぐ必然的情勢を招徠し本縣に於ける鶏卵の改良は實に急速度の進歩を見卵價も漸次昇騰し今や愛知卵は新鮮と良質の二大特質を以て世に知られ各地市場に活躍するの機運に際會して居るのである。

本改良の主眼として飼料に注目せるは洵に當を得たるものにて鶏卵改良の直接的効果を齎したるのみで無く間接的には産卵歩合を高め換羽期を縮少し特に名古屋種の如きは其の期間中に於ても相當の産卵歩合を示し此の期間は一ヶ年を通し卵價の最高期間或は又健康増進を促し病鶏の發生を尠なからしむる等の良果を示し一般營業者に多大の刺激と覺醒とを與へた。近來家禽品評會等に於ても鶏卵の出陳審査をせらるゝに至れるは確に一進歩である。

第四款 養鶏組合の設置

一六

本縣に於ける養鶏組合は明治三十六年創立に係るものを始めとし爾來其の數を増し現在に於ては町村又は大字を單位として設置せられたるもの約二百二十を數ふるに至り更に一郡一市内に於ける此等組合より成立せる郡市養鶏組合聯合會は十二に達して居る。尙縣には此等の各郡市聯合會より成る愛知縣養鶏組合聯合會を設け斯業の爲活躍して居る。斯くの如く組合の組織は系統的に完備し居るも尙其の充實を期するに其の設置を助成する要あるを以て縣は郡市又は郡市農會にて組合を設置せる場合は是れに要する豫算の三分の一以内を限度とし副業獎勵費中より補助金を交付するの方策を講じ是れにより四郡一市に設置せられたることは前掲の通りである。

第二章 愛知縣に於ける養鶏の種類

本縣に於ける鶏種は其の發達の道程に於ては雜多に岐り統一を見ざりしが漸次改良淘汰を見縣内各地に特有せる鶏種の育成を見尾張部に於ては「バフコーチン」の雜種より成れる名古屋種又三河部に於ては洋種より成れる三河種尙又茲數年來東部三河に勃興せる白色「レグホーン」其他縣内各地に分散せる黒色「ミノルカ」是等の四種は所謂本縣に於ける獎勵品種で有つて其の分布は名古屋種三割白色レグホーン二割三河種一割五分なり故に獎勵品種は全體の六割五分を占め其他が三割五分であつて名古屋種及び三河種

は肉卵兩用として概ね本縣の西半部に、白色「レグホーン」は採卵用として東半部に多く飼養せられ其の分野自ら定つて居る。

名古屋種

明治五年頃名古屋藩士海部正秀なる人養鶏に興味深く地方に放飼せる地鶏を收容し稍々大規模なる養鶏事業を試みたるが其の經驗乏しき爲屢々失敗を招き經營頗る困難に陥りたるも之れに挫折せず専心研究の結果豫期の成績を挙げ得ざるは全く鶏種の雜駁なるに起因することを看破し其の改良の急務なるを痛感したので有る。然るに明治十五年頃偶々支那より輸入せる九斤「バフコーチン」を試養せるに體質強健且つ飼養容易なるを認め是れに配するに從來の地鶏を以てし大に其の改良繁殖に努め數年を出でずして稍々理想に近き一鶏種を得たのである。

而して此の鶏種の優良は漸次宣傳せられ海部種又は薄毛と稱へ斯界に賞讃せらるゝに至り其の飼養者の數の増加すると共に其の名は尾張一圓に唱導され成鶏は鶏卵と共に食用として京阪地方に移出せらるゝに至り明治三十年以降名古屋鶏名古屋「コーチン」の名に於て彼地にて取引せらるゝに至つた。其の後明治三十八年に至り日本家禽協會は此の名古屋鶏を審査し標準を定め是れを一新品種として取扱ふことゝなり大正五年愛知家禽協會は此種に尙改良を加へ更に同八年卵用を主とする卵肉兼用となし同時に

其の名を名古屋種と改稱今日に至つたのである。本鶏の特徴とするところは性質温順たること、體質强健たること、風土適應性に富むこと及び粗食に耐ゆる點である。尙又抱卵に巧みなるが爲孵卵育雛等に適し母鶏としての使用に好適である。尙又産卵能力に就て見るに其の産卵持續的にして卵價昇騰期たる秋期換羽季並冬期に於ても相當産卵し得る特徴があるのである。其の最高産卵數は三百二十、最低六七十、平均百六七十個一個の卵量約十五匁にして卵殻は赤色を帯びて居る。

三 河 種

明治三十六年頃額田郡農會に於て斯業獎勵の爲種禽場を設置し横濱より白色レグホーン「黒色ミノルカ」白色プリモースロツク「バフプリモースロツク」「ランクシヤン」等の外國種を取寄せ是れより得たる純良種禽種卵の配布を爲し専ら雜駁なる地方鶏種の改良を企圖し種々研究の結果前記種禽に名古屋種を交配し茲に三河種なるものが創成せられたのである。

本種の産卵能率は名古屋種に比し年約十數個多く卵量も亦十五匁内外にあり卵殻は淡櫻色を呈し一見白卵の如くで有る。本鶏は濕地寒地よりも乾地暖地に適し三河西部に多く飼養せられて居る。

白色レグホーン

明治三十年頃岡崎及西尾地方の種禽家の手により地中海沿岸原産の白色レグホーンが輸入せられた。是れ本縣に於ける本鶏飼養の始であつた。而して米國「ハリウツド」の「アトキンソン」氏の改良鶏種の系統に屬する所謂「アトキンソン」系の白色レグホーンは數年前豊橋地方に輸入せられ本鶏に對する飼養が熱盛となつて來たのである。

此の白色レグホーンは他の卵用鶏よりも最も經濟的であり其の體質も洋種中最も強健なる特徴が有り且つ本邦の風土に適合せるを以て其の分布は殆んど全國に及んで居る。

而して本縣の東部特に豊橋を中心として本鶏の飼養盛んであり其の優良のものにありては産卵能率高く年三百二十個の産卵あり平均は約百六七十個で卵量約十四五匁卵殻白色にして採卵用として好適なれば漸次他種を驅逐し今や東部三河を風靡せんとしつつあるのである。斯くの如く豊橋を中心とする東部三河の産卵量は安城を中心とする西部三河をこゝ數年を出でずして凌駕せんとするの機運にあるのである。

要之本種の優良は廣く認められ本縣種畜場清洲分場に於て頒布しつつある種禽も漸次本種を採用せんとするの傾向である。

本鶏の特性は不就巢にして成育速に生後百二十三日にして早くも初産するの點である。本鶏は體重約四五百匁なれば飼育料低廉なると且つ産卵量相當多きを以て飼養家にとりては頗る有利である。

ることと、今一つは本縣に於ける獎勵種たる名古屋種、三河種、白色「レグホーン」、黑色「ミノルカ」等の採卵容易なることに基因するのである。

而して本縣に於て孵化せる羽数は年間約五百四十二萬羽以上に達することは前述せるところで有るが其の約半數の雛は京阪地方を始とし東京、千葉、宮城、秋田、鳥取、長野、三重、岐阜の各府縣、九州は福岡、熊本の二縣にまで播布せられ恰も我國に於ける雛配給の中樞地たる觀を呈して居る。

第四章 愛知縣に於ける育雛事業

本縣に於ける育雛事業發達の経路は詳でないが養蠶地に於て夏秋蠶を終りたる後育雛を爲し春季掃立て迄に育成したものを賣却し又は蠶を初むる等養蠶の餘假を利用して副業的に初めたるを以て嚆矢とするもののやうに觀察される。

而して育雛の事業は採卵養鶏事業の如く經營も大規模ならざる點と其の利得も相當なる點よりして漸次育雛に對し志すもの増加し遂に專業的に迄發達するに至つたのである。本縣に於ては殊に尾張部に於て著るしき發達を見るに至つた。

而して育雛の成績に就て見るに季節天候により又雛の強弱等に依り概言するを得ないので有るが其の成績の良否を左右するものは主として育雛の業に當る管理者の技倆例へば餌付の巧拙、地下し、抜き雄の處分等を適當に行ひたるや否や、給餌法の良否等に關

することが多いのであるが多くの例から見ると雛の育成歩合は育成羽數の約八割を以て普通とし雌雄は相半ばするの状態である。

第五章 愛知縣に於ける養鶏組合

第一節 愛知縣養鶏組合聯合會

本縣下に於ける郡市養鶏組合の統轄連絡機關として是等の養鶏組合より組織せる愛知縣養鶏組合聯合會がある。本聯合會は大正九年の設立に係るものであつて主として縣下各養鶏組合相互間の連絡を計り飼料の購入及卵肉販賣方法の改善並に斡旋に努むる外縣鶏種改良方針に順應して地方鶏種の改良を促進し技術の練磨と相俟つて生産品の品位を向上し販賣上の安定を維持する爲家禽に關する各種品評會共進會等の開催及助成を圖る等統括的業務を目的として居るのである。左に愛知縣養鶏組合聯合會の規約を示して置く。

愛知縣養鶏組合聯合會規約

第一章 總 則

第一條 本會ハ愛知縣養鶏組合聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ縣下ニ於ケル郡市養鶏組合聯合會及之ニ準スル産業組合聯合會並ニ是

等ノ団体ナキ郡市ニ於ケル郡市農會ヲ以テ組織ス。

第三條 本會ノ事務所ハ愛知縣廳農務課内ニ置ク。

第四條 本會ハ第二條各団体相互ノ聯絡ヲ圖リ養鶏業ノ改良發達ヲ期スルヲ以テ目的トス。

第五條 本會業務ノ概目左ノ如シ。

- 一、縣ノ鶏種改良方針ト相俟チ鶏種ノ改良促進ヲ圖ルコト。
- 二、鶏飼料又ハ器具器械ノ共同購入並其ノ幹施ヲナスコト。
- 三、生産物ノ販賣幹旋及受託販賣ヲナスコト。
- 四、共進會講習會及講話會ノ開催並其ノ助成ヲナスコト。
- 五、養鶏ニ關スル調査並ニ研究ヲナスコト。
- 六、其ノ他必要ト認ムル事項。

第二章 機關

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

會長 一名 副會長 二名 評議員 七名

會長ハ本會ヲ代表シ本會一切ノ事務ヲ管理ス。

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス。

評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ會務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス。

第七條 役員ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス。

第八條 役員ノ任期ハ三ケ年トス補缺選舉ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス役員ノ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス。

第九條 會長ハ總會ニ提出スル議案其ノ他重要事項ニ付評議員ニ諮問スベシ。

第十條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス。

幹事 若干名 技師 若干名

技手 若干名 書記 若干名

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス。

技師技手ハ會長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス。

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ノ事務ニ従事ス。

第三章 會議

第十一條 本會ニ總會及評議員會ヲ置ク。

總會ハ本會ヲ組織スル団体ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス。

評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス。

第十二條 左ニ掲クル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス。

- 一、經費收支豫算
- 二、經費ノ分賦收入方法
- 三、起債
- 四、基本財産ノ造成管理及處分

五、規約變更

六、其ノ他重要ナル事項

第十三條 總會及評議員會招集ハ會議ノ事項日時場所ヲ示シ少クトモ七日前ニ議員ニ通知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニアラズ。

第十四條 通常總會ハ毎年一回二月之ヲ開ク。

會長必要ト認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得。

評議員會ハ會長ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ開ク。

第十五條 總會及評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長之ニ代ル。

第十六條 總會及評議員會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ズ但シ同一事項ニ付再度招集スルモ仍半數ニ充タザルトキハ此ノ限ニ在ラス。

第十七條 總會及評議員會ノ決議ハ出席員過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキ議長之ヲ決ス。

第四章 庶務及會計

第十八條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス。

第十九條 本會ノ經費ハ所屬團體ノ負擔トス。

第二十條 本會ノ經費豫算ハ毎年二月定期總會ニ附議シ收支決算及事業報告ハ評議員會ノ承認ヲ得ルモノトス。

第二十一條 本會ノ解散ハ會員タル團體ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ラザレバ之ヲ

爲スコトヲ得ス。

本會解散シタル時ハ會長及副會長精算人トナル。

附 則

本規約ハ昭和二年二月五日ヨリ之ヲ施行ス。

第二節 郡市養鶏組合

本縣に於ける郡市には郡市養鶏組合の設立ありて養鶏事業の發達に努めつゝある而して各郡内に於ける是等の組合を以て又何々郡養鶏聯合組合を組織し其の系統的組織は他府縣に多く其の例を見ざる程進歩して居る。是れに依りても如何に本縣に於ける養鶏事業が發達し居るかを推知するに足るのである。

此の郡市養鶏組合中最も顯著なる事蹟を挙げつゝある代表的ものは碧海郡安城町有限責任碧海郡購買販賣組合聯合會にして大正四年三月の創立に係り同月十一日安城町に事務所を開設し其の後東京市日本橋區本船町二十四番地に支所を設置し生産品の販賣に力を竭して居る。而して此の組合の管轄區域は碧海郡一圓及幡豆郡西加茂郡の一部に及び所屬組合七十有餘に達して居る。

此の組合の事業は購買及販賣の二であつて購買事務は肥料及飼料の購入にして年額約七十萬圓に及び郡内所要の約二割を扱て居る。販賣事業に就ては其の販路の擴張と信用の維持に努め本組合出荷に係るものは[㊦]のマークを附し出荷組合名を附記し責任

を明にする等努力見るべきものあり。其の販路は京濱、京阪最も多く其の他北海道を初め殆んど各府縣に及んで居る。

碧海郡養鶏組合聯合會規約

第一條 本會ハ碧海郡養鶏組合聯合會ト稱ス。

第二條 本會ハ郡内ニ於ケル養鶏組合並ニ之ニ準スル組合及鶏卵販賣ヲ取扱フ産業組合ヲ以テ組織ス。

第三條 本會ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一 養鶏業獎勵ノ方針ヲ確定シ營業者ヲ指導督勵スルコト。

二 所屬組合相互ノ聯絡ニ努メ事業ノ統一ヲ圖ルコト。

三 郡農會其ノ他ノ團體ト聯絡提携シテ鶏種及鶏卵ノ改善統一ヲ圖ルコト。

四 養鶏ニ必要ナル物資ノ購入生産品ノ販賣及斯業ニ必要ナル事項ノ調査研究ヲ爲スコト。

五 講習講話並ニ品評會共進會ヲ開催スルコト

第四條 本會ハ事務所ヲ碧海郡農會内ニ置ク。

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

會長 一名、副會長 二名、評議員 若干名、

第六條 役員ノ選任方法並ニ任期左ノ如シ。

會長、副會長及評議員ハ總會ニ於テ選舉ス評議員ノ員數ハ總會ニ於テ之ヲ定ム役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ。

補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承スルモノトス。

役員ノ選舉ハ議長ノ指名ヲ以テ投票ニ代フルコトヲ得

第七條 會長ハ會務一切ヲ統理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル場合ハ之ヲ代理ス。

評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ總會ニ代テ緊急ナル事項ノ協議ヲナスモノトス。

第八條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス。

幹事 二名、技手 一名、書記 若干名、

幹事及書記ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理シ技手ハ技術ニ従事スルモノトス。

第九條 本會ハ總會ノ決議ニヨリ顧問ヲ置クコトヲ得。

第十條 本會ハ毎年一回二月中ニ於テ通常總會ヲ開ク但必要ニ應ジ臨時總會ヲ開ク事ヲ得

總會ハ各所屬組合代表者ヲ以テ組織ス。

第十一條 本會ニ必要ナル經費ハ所屬組合ノ負擔金及補助金其ノ他ヲ以テ之ニ充ツ。

第十二條 本會ノ經費豫算及會費分賦收入方法ハ毎年通常總會ニ於テ之ヲ決議シ決算ハ次ノ總會ニ於テ之ガ承認ヲ經ルモノトス。

第十三條 本規約ハ決議ノ日ヨリ之ヲ施行シ舊規約ハ同時ニ廢止スルモノトス。
現任中ノ役員ハ本規約ニ依リ選任セラレタルモノト看做シ定員ヲ欠ケルモノハ新ニ選任シ總テ任期ハ次ノ通常總會迄トス。

第六章 鶏卵及生鳥ノ生産竝取引

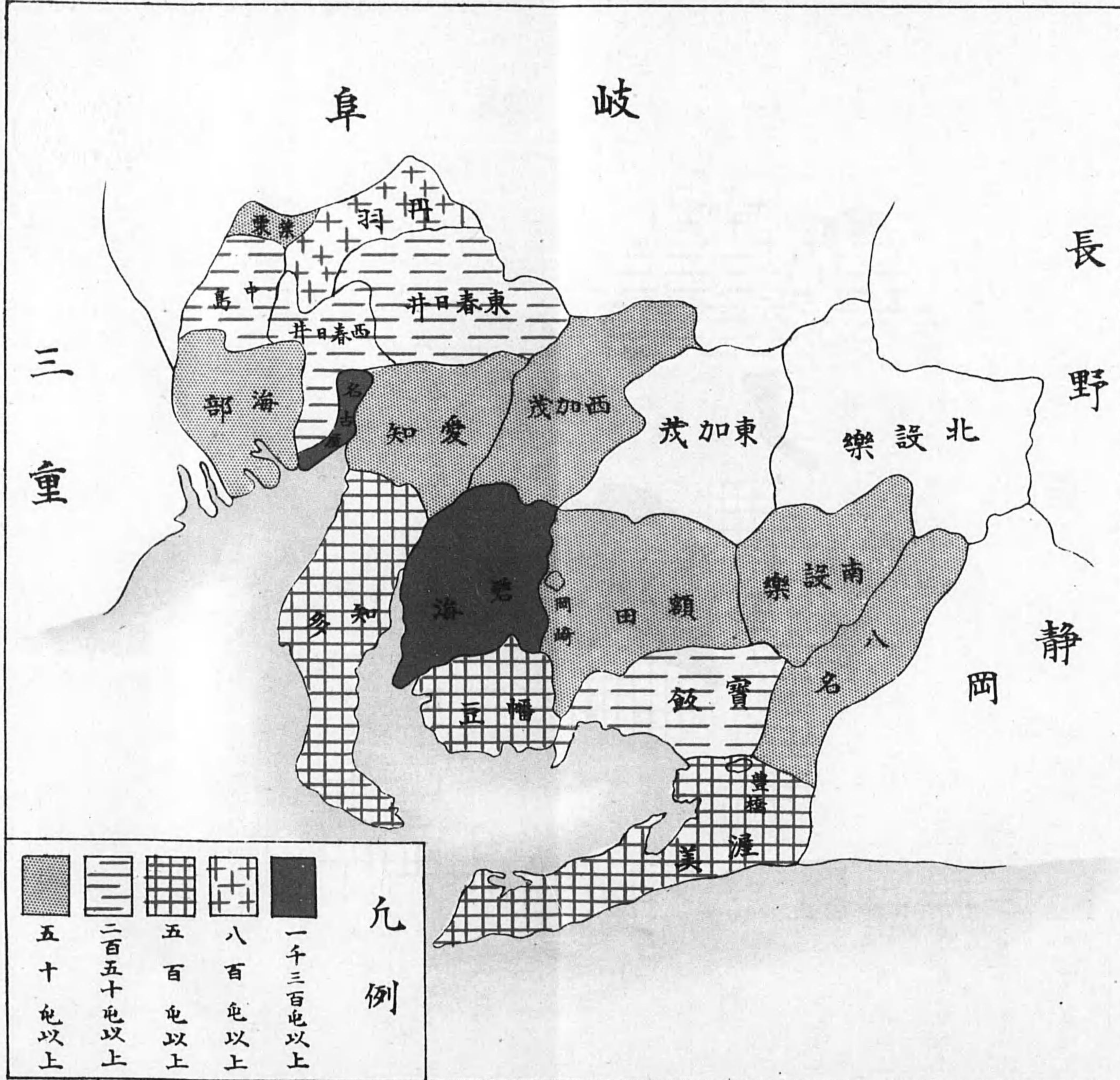
第一節 鶏卵の生産竝取引

第一款 鶏卵の生産

本縣に於ける養鶏業は前述の如く數年前迄全國の首位を占めつゝあつた千葉縣を凌駕し本縣鶏卵の聲價は全國に遍ねく産卵數量は逐年増加を示して居るのである。
大正十四年に於ける生産高は一億七千二百三十萬三千三百九十一個に達し其の價格は六百八十二萬六千七百八十七圓に上り前年に對比するときは生産高に於ても價格に於ても等しく一割一分の増加を見た。尙五年前と比較するときは著るしき相違を示し生産高に於て七割一分の増價格に於て二割六分の増加である。
大正元年以降同十四年に至る産卵數量及び價格を示せば左表の通である。

第五号表

總計八・八六九屯



郡別産卵數量圖表

(自大正十三年七月 一箇年) 至大正十四年六月

第一節 鶏卵の生産並取引
第一款 鶏卵の生産

本縣に於ける養鶏業は前述の如く數年前迄全國の首位を占めつゝあつた千葉縣を凌駕し本縣鶏卵の聲價は全國に遍ねく産卵數量は逐年増加を示して居るのである。大正十四年に於ける生産高は一億七千二百三十萬三千三百九十一個に達し其の價格は六百八十二萬六千七百八十七圓に上り前年に對比するときは生産高に於ても價格に於ても等しく一割一分の増加を見た。尙五年前と比較するときは著るしき相違を示し生産高に於て七割一分の増價格に於て二割六分の増加である。大正元年以降同十四年に至る産卵數量及び價格を示せば左表の通である。

産卵數量及價格累年比較表

| 年次 | 愛知縣ニ於タル生産額 | | 全國生産數 | | A/B ノ對スル % | 大正元年ヲ百トシタル指數 | |
|------|------------|-----------|---------------|---------------|------------------|--------------|----|
| | 個數(A) | 金高 | 個數(B) | 個數(B) | | 愛知縣 | 全國 |
| 大正一年 | 五、七四八、一四五 | 一、〇六九、三五三 | 五、五三六、一〇七 | 五、五三六、一〇七 | 一一〇 | 一〇〇 | |
| 同二年 | 五、一八九、四六五 | 一、〇三三、五五六 | 五、〇一六、七五〇 | 五、〇一六、七五〇 | 一〇〇 | 九五 | |
| 同三年 | 五、二四一、三九八 | 一、〇〇九、八二〇 | 四、九八一、四七六 | 四、九八一、四七六 | 一一〇 | 一〇三 | |
| 同四年 | 七、三六八、八八二 | 一、二六八、一〇九 | 五、四八、五九七、〇四九 | 五、四八、五九七、〇四九 | 一三〇 | 一〇三 | |
| 同五年 | 九、七九二、三六二 | 一、八〇〇、八八六 | 五、四七、三六八、四八六 | 五、四七、三六八、四八六 | 一八〇 | 一〇六 | |
| 同六年 | 一〇、一〇三、七八九 | 二、一〇〇、四八一 | 六、七、九四五、八六六 | 六、七、九四五、八六六 | 一八〇 | 一〇六 | |
| 同七年 | 一五、四四三、八四二 | 三、〇一七、九四〇 | 七、三、七八三、三三六 | 七、三、七八三、三三六 | 二〇六 | 一四三 | |
| 同八年 | 一〇、三三七、三三八 | 三、九九五、四六五 | 七、三、〇〇〇、八〇八 | 七、三、〇〇〇、八〇八 | 一八五 | 一四三 | |
| 同九年 | 九、八三六、二三三 | 五、四一〇、三五三 | 七、〇、六六六、四五六 | 七、〇、六六六、四五六 | 一八〇 | 一四〇 | |
| 同十年 | 一四、八〇四、〇〇〇 | 五、六三五、〇三六 | 七、七、三六九、一四三 | 七、七、三六九、一四三 | 二二〇 | 一五三 | |
| 同十一年 | 一七、〇三六、〇〇〇 | 六、〇〇五、五二八 | 八、八六、二五九、九八 | 八、八六、二五九、九八 | 二五〇 | 一七三 | |
| 同十二年 | 一五、一三六、〇〇六 | 六、三三六、二七二 | 九、七、〇〇〇、三三七 | 九、七、〇〇〇、三三七 | 二七六 | 一九三 | |
| 同十三年 | 一五、二四六、六四二 | 六、三三四、三五七 | 一〇、八、三三三、一六二 | 一〇、八、三三三、一六二 | 二八四 | 二〇〇 | |
| 同十四年 | 一七、三〇三、三九二 | 六、八二六、七六六 | 一、五九七、六九七、九二〇 | 一、五九七、六九七、九二〇 | 三二五 | 三二〇 | |

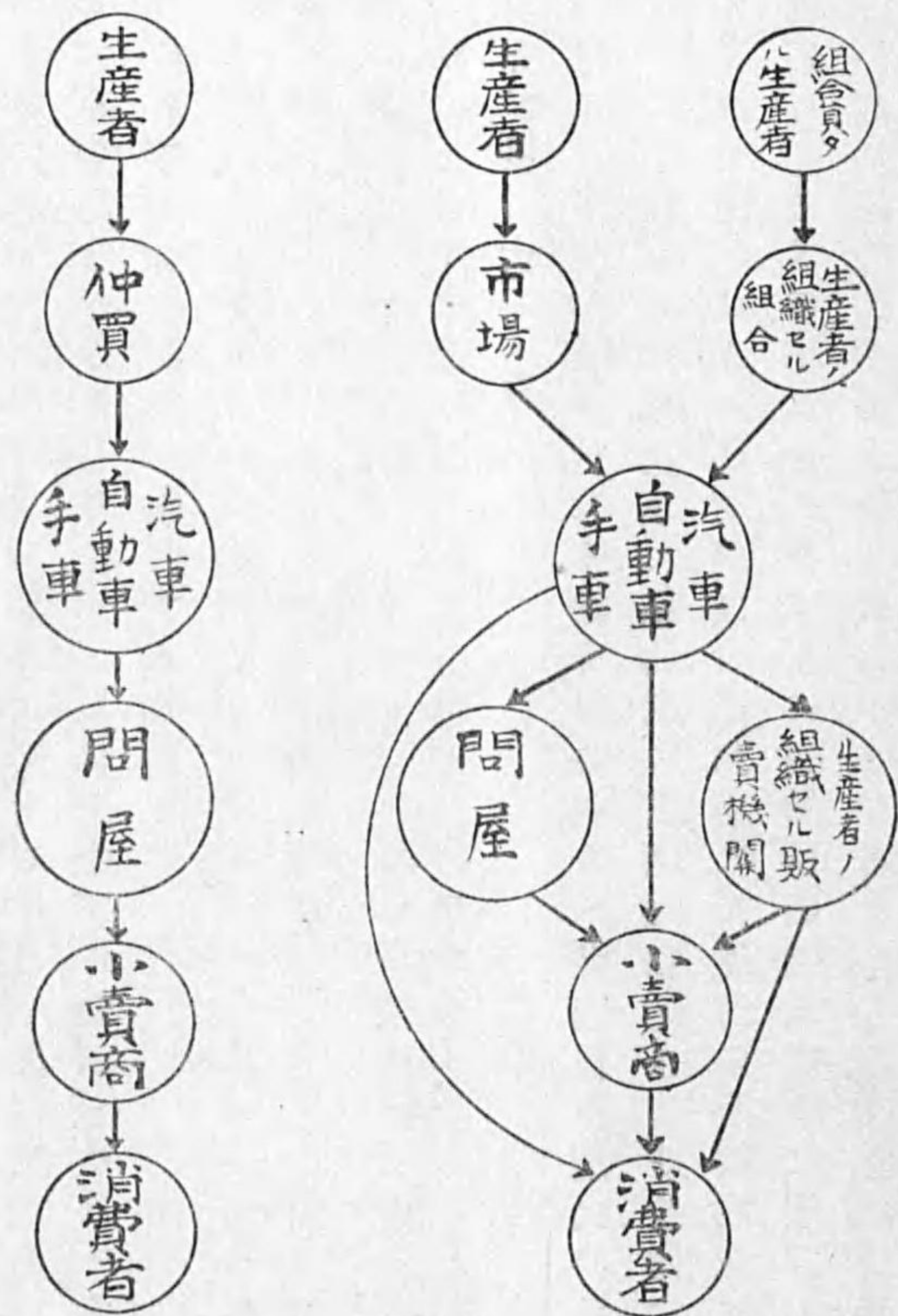
次に大正十四年中に於ける郡別産卵數量を圖示すれば次の通である。

第二款 鶏卵の取引

本縣に於ける鶏卵の仕向地は東京府、京都府、神奈川縣等最も多く大阪府、長野縣、北海道、富山縣、茨城縣等之れに亞ぎ、新潟、山梨、兵庫の諸縣に及んで居る。取引の経路は生産者より仲買人の手を経て問屋に集まり更に需要地の問屋に販賣せらるゝか或は生産者より直接問屋若くは需用家に賣込まれるので有るが本縣に於ける取引の大部分を占むるものは系統的組織に依る方法である。即ち生産者に依つて組織せられたる養鶏組合の共同販賣所を経て問屋と取引をなすのである。而して本縣下に於て最も理想的に進歩したるものは碧海郡の産業組合聯合會と幡豆郡の養鶏組合の共同出荷である。

此の組織的取引の内容は集卵、入札の楷梯を経て問屋の手に移るのであつて此れを簡單に圖示すれば左の如くである。

生産ヨリ消費マデ



一、集 卵

三四

集卵に就ては一定の集卵日を定めて居る組合と毎日之れをなす組合との二様であるが一定の集卵日とは各聯合會が毎日畧同様の出荷をなすべく其の所屬養鶏組合の生産数の多少により大小の組合せをなし甲、乙、丙、丁又は上、中、下に區別し甲は一六の日乙は二七の日丙は三八の日等の如く指定し集卵するのである。而して各生産者は其の數量の多少に關係なく指定集卵日には必ず持寄ることになつてをるのである。

二、販 賣

鶏卵の販賣方法は一樣ではないのであるが概ね左の通である。

イ、卸 販 賣

前記の如き方法により集卵せられたる鶏卵を各組合は共同出荷所に持込むのであつて全出荷所は當日の午後一括して貨車に積込東京支所宛發送すると全時に其數量を支所宛電報するのである之れにより支所員は時價相場にて速時販賣契約をなし貨車到着と全時に賣約商店に引渡すのである。要するに賣約は鐵道輸送中に成立し従て現品見すの商賣であつて之れ品物の生質上斯くあるべきであらう。

鶏卵代金の精算方法

聯合會より所屬組合への値段の立方は聯合會に入荷の日の前後二日即ち所屬組合集

卵と聯合會への搬入日と聯合會の出荷日と此の三日間に於ける東京支所販賣平均値段に準じて一箱に對する單價を算出し夫れより鐵道運賃其他諸經費を控除したるものを聯合會の立値段とするのである従て各所屬組合は集卵の日から四日目に出荷の數量と單價の通知を受くることとなるのである。

前記の通知を受けたる各組合は組合から聯合會事所迄の運賃其他荷造料諸經費を控除し一圓に何匁と云ふが如く算出し生産者への値段を決定し而して決定されたる値段は次回の集卵日に精算されて鶏卵貯金通帳に記入されるのである。

鶏卵代金の回収及支拂方法

東京支所員は販賣の傍ら努めて未收代金を回収し集金せる鶏卵代金は毎々産業組合中央金庫に預け入れ愛知縣信用組合聯合會内中央金庫代理店に振替へられ更に碧海支所の聯合會の當座口に振替入帳せられて代金の回収は終るのである而して聯合會よりは入荷受付後八日目に鶏卵代金を前述の立値段に依つて精算せられたるものを碧海支所の所屬組合當座口に振替支拂をなし同時に振込通知を發するのである。

然して所屬組合員より生産者に支拂ふには集卵日から四日目に聯合會より立値段の通知を受け六日目に精算代金の支拂をなす即ち次回の集卵日に支拂をなす形式となるのであるが聯合會より支拂を受くるより三日前に生産者に支拂をなすのである組合に依ては現金拂のものもあれども大多數は鶏卵貯金として預入の方法を採つてをる。

三五

入札取引に大量入札と少量入札の二方法が行はれて居る而して何れも競争入札であるが少量入札は多數の商人を吸収することを得るのである従て活氣ある入札に依り價格を釣上る利益もあるのであるが現今は或一部にのみ行はれて居るに過ぎない。

入札場所は各養鶏組合の共同處理所で行はれ入札日は一組合五日目毎に執行するので他組合と競合しない様豫め協定して居るのである。

又止むなく同一の日並となる場合は開札時間を同一時刻にならざる様協定し置き入札日に商人を招致一定の入札用紙を組合より入札者に交付し二四〇分五分の如き書き方をなさしめ入札せしむるのであるが尙郵便入札電報入札を認め所定の時間に開札して落札を決定するのである開札の結果同相場の者二人以上ありたるときは出常者を第一位とする組合もあれども普通抽籤の方法によるか又は落札者に分配せしめて居るのである。

而して大量入札は出荷數量全部を一本入札とし少量入札は一口最少四拾五貫位宛に分け數口乃至數十口を設けて何號幾程と同一用紙に記入せしめ又は卵殻色により赤褐色卵白殻卵と區別して同一用紙に記入せしめて入札せしむるのである。

代 金

精算は普通現金取引なるも稀れに次回の入札日まで延期することもある組合より生

産者への支拂は次回の集卵日に現金支拂又は鶏卵通帳により精算を終るのである。以上は「バラ」卵の入札方法を記したるものであつて中には汽車積に出來得る様荷造をなし運送店渡として一箱單價で入札せしめて居る其の方法は同日入札に附すべき箱數を六分し之れを六回に涉り入札せしむるので最初と終りの入札値段に大差あるが如く思はるゝも實際は極めて接近した値段にて入札せられて居る代金の精算は前記の如く一日の入札を六回に區分するが故に價格に多少の差を生ずるのであるが六口の平均相場にて仕切ることにして落札通知を發するのである。

代金は組合より所屬養鶏組合に支拂ひ組合より更に生産者に交付するので入札に關する手數料は一箱に付三錢とし精算の場合は一箱の相場より差引支拂をなし組合は荷造料及運賃を控除して生産者に代金を交付するのであるが以上の手數料は一錢を運送店へ全しく一錢を組合の積立金とし残り一錢は入札場の諸經費に充當しをるのである。

ハ、特約販賣

特約販賣は交通不便なるか又鶏卵の生産量少なき場合は入札商人の集合少なきがため却て入札販賣より特約販賣を得策とするのである。

本縣に於ける特約販賣は適宜標準となるべき養鶏組合を有力なる鶏卵商と協定をなさしめ置き其の組合の入札相場により定期に集卵して取引する方法で入札相場と同價格の特約割増特約割引特約の三種あれども普通組合相場より何処安と云ふ割引特約が

多いのである代金の受渡は現金又は一回遅れの約定となつてをる。
代金の回収及支拂方法

指定の運送店より出荷の通知を受けたるときは特定銀行より着地の特定銀行に向け
期間を附して取立爲替を發行し出荷後六日乃至七日目に回収することになるのである
所屬組合へは相場の決定と同時に立替拂ひの方法により銀行の口座に入帳精算するの
である。

ニ、自由販賣

自由販賣は養鶏組合の組織せられざる地方に於て棒擔きなる仲買人が各養鶏家を巡
り普通入札相場より五分乃至一割安にて取引せらるるものであつて又都會地附近の養
鶏家は所謂地玉子の看板を掲げて小賣するものと都市に出で小賣するものとあるも其
數量は極めて少量である。

左に大正十五年中の月別鶏卵相場及最近に於ける主なる鶏卵共同處理所を掲げて置く。

一、大正十五年中に於ける月別鶏卵相場

| 月別 | 價格 (一箱中味三百九十個ニ付) | 備考 |
|----|------------------|---|
| 一月 | 一一、九〇〇 | 本年中ノ平均價格ハ一箱ニ付十二圓七十六錢ニシテ既往 五々年間ノ平均價格ハ十三圓六十二錢ヲ此レニ比シ低落 ナ示シタノデアアル |
| 二月 | 一〇、九八〇 | |
| 三月 | 一〇、四七〇 | |

| 月別 | 價格 |
|-----|--------|
| 四月 | 一〇、七一〇 |
| 五月 | 一一、一四〇 |
| 六月 | 一一、四七〇 |
| 七月 | 一二、二四〇 |
| 八月 | 一四、五六〇 |
| 九月 | 一六、〇五〇 |
| 十月 | 一六、三六〇 |
| 十一月 | 一三、七五〇 |
| 十二月 | 一二、五四〇 |

二、鶏卵共同處理所

- 一、碧海郡購賣販賣組合聯合會 (全 郡安城町)
- 一、有限責任元刈谷信用販賣購賣利用組合 (碧海郡刈谷町)
- 一、棚尾養鶏組合 (碧海郡棚尾町)
- 一、逢妻養鶏組合 (西加茂郡學母町)
- 一、藤井養鶏組合 (碧海郡櫻井町)
- 一、吉田養鶏組合 (幡豆郡吉田町)
- 一、有限責任猿投信用販賣購賣組合 (西加茂郡猿投村)
- 一、有限責任小山信用販賣購賣組合 (碧海郡刈谷町)

- 一、有限責任平貴信用購賣組合
- 一、有限責任旭信用販賣購賣利用組合
- 一、樹木養鶏組合

(磐海郡新川町)
(磐海郡旭村)
(加茂郡舉母町)

以上は大正十四年度及全十五年度に於て農林省より鶏卵共同處理獎勵規則により獎勵金を得て新築せるもの及之が承認を得たるものである。
尙大正十四年中に於ける縣下各驛發十萬斤以上の鶏卵仕向地別及全國に於ける鶏卵の消費圖を附することにする。

第三款 生鳥の取引

本縣に於ける生鳥の仕向地は京都府及大阪府最も多く兵庫縣是れに亞き其他岐阜滋賀石川長野東京福島等の諸府縣に及んで居る。
而して取引の経路は從來慣例上所謂「棒擔ぎ」と稱する仲買人の手に依り買集められ問屋に取引せらるゝを通例とす。又安城一ノ宮等の如く市場にて競賣に附せられ取引せらるゝ場合もある。而して其の孰れの場合に於ても所謂注文取引で有つて注文を俟つて取引を開始し需用者に送荷するのである。又代金の決済は着荷と共に送金せしむる方法と一ヶ月毎の計算に依る方法とに據つて居る。
生鳥の相場は概ね左表の通りである。

雄鶏(除種鶏)の相場

| 取引上ノ種別 | 價格 (百匁ニ付) | |
|----------------|-----------|-------|
| | 夏期 | 冬期 |
| 大 若 (四百匁以上ノモノ) | 二十八、九錢 | 六十錢 |
| 中 若 (三百匁以上ノモノ) | 二十錢内外 | 四十錢内外 |
| 小 若 (二百匁以上ノモノ) | 十二錢内外 | 二十錢内外 |

備考 當歲以上のもの、取引は僅少。

雌鶏(除種鶏)の相場

| 取引上ノ種別 | 價格 (百匁ニ付) | |
|----------------|-------------|--|
| | 價 | |
| 二才以上ノモノ | 三十錢乃至三十二、三錢 | |
| 大 若 (四百匁以上ノモノ) | 六十錢内外 | |
| 中 若 (三百匁以上ノモノ) | 七十錢内外 | |
| 小 若 (二百匁以上ノモノ) | 七十五錢内外 | |

第七章 鶏卵及生鳥の鐵道輸送其他

第一節 鶏卵の輸送

第一款 輸送方法

從來鶏卵は普通品として取扱はれ居りし爲小口扱は普通貨車(代用車又は積合車)に積

載し輸送せる關係上生活力を有する本貨物は長途輸送殊に夏期の輸送にありては血巻、黒玉等を生し荷主の受くる損害は相當大なるものがあつた。且生活必需品として漸く重きを爲しつゝある現狀に鑑み之が輸送に就きては相當考慮の要がある従つて數年來鐵道は公益上一車積のものに對して特に列車を指定し其の安全なる輸送を計り相當の効果を與えたが盛夏の候は貨車内の溫度百度前後となり恰も孵化に相當する溫度となる爲數時間にして既に血巻等を生ずる爲荷主は貨車中に簡單なる施設を爲し氷を容れ之れが救濟策となしつゝあつたのである。

此の苦境を緩和すべく大正十五年四月五日以降鐵道は之れを急送品として取扱ふこととなつた。従つて小口扱のものも急送列車に積載し得ることとなり爲めに當業者の受くる利益も著しく増加した。

此の實績に鑑み當局に於ては同年七月十五日より九月十五日迄特に關係各驛に冷蔵車を臨時常備し是れが輸送に充て輸送の完全に努め大に好評を得て居るのである。

右の計畫方法により豊橋及安城は毎日二車、刈谷常備のものは三河線吉濱及大濱より隔日に一車宛を輸送することとしたる爲當業者に與へたる利便は意外の方面に迄及んだのである。

今左に其の効果の主なるものを擧ぐれば、

一 血巻、黒玉濡損等を生ぜざりし事。

二 定量輸送の爲市價の安定を得不正商人等の投機的取引の野望を防止し得たる事。而して此の施設の爲荷主の要せし費用は八噸有蓋貨車に普通三百四十個を積載し、沙留迄輸送に要する運賃其の他の諸掛費一箱當り拾五錢前後なるを九噸冷蔵車は三百十五個の收容ある爲氷代其の他を合し一箱當り拾七錢五厘を要する結果一箱につき約貳錢五厘の費用を増加したのである。

尙冷蔵車は其の構造上屋根低くこれが積付に當り不慣れなる仲仕等の爲これに打ちつけ多少の荷傷み等を生せしめたりと雖も斯の如き損害は冷蔵車使用に依り得たる利益に比すれば敢て問題とするに足らないのである。本施設の如きは産業獎勵地方開發の意味に於て相當意義をなすものと思ふのである。

第二款 發送數量

管内の主要生産地に於ける鶏卵の生産高も前述の如く年々異狀なる増加を示し之れに伴ひ鐵道の輸送も逐年増加するの傾向を辿りつゝあるは疑ひなき事實である。今其後に於ける消長に就て觀るに大正十年中に於ける貸切扱のみの發送數量は僅かに四千二百二十五噸に過ぎざりしに其後の四年間即ち十四年に至りては一躍四倍強の増加率を示したのである。

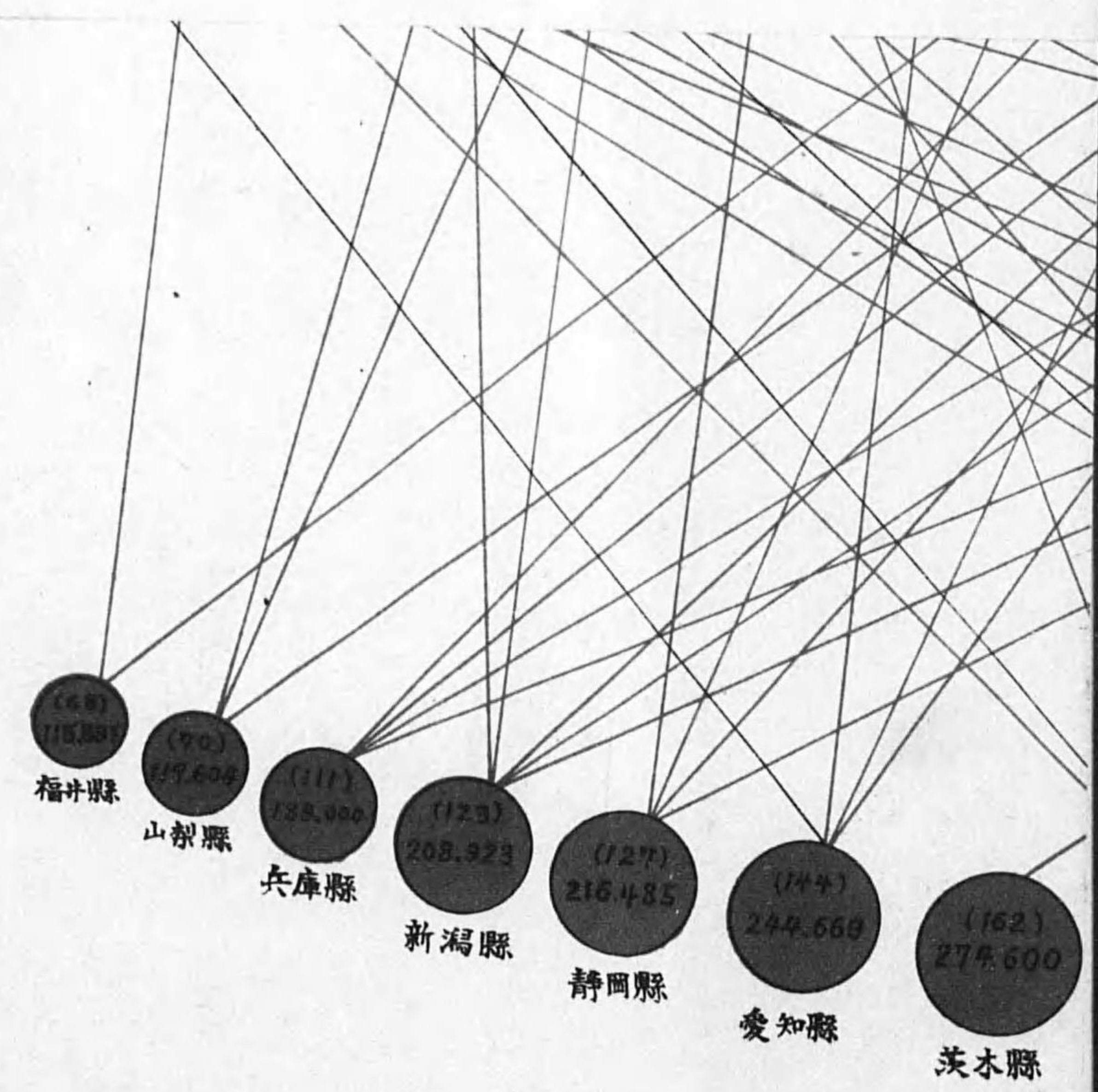
而して之等主なる發驛は第九號表に示すが如く安城驛外十一驛にして安城驛の如き

は以上數驛中最も發送數量に於て多く大正十四年中に發送せられたる六千四百六十五噸は全體の五十七%を占むるの状態で豊橋及名古屋尾張一ノ宮驛は之れに亞ぐのである。管内の主要は以上の如くなれども更に第十一號表の示す所により當局外三局の發送數量に就て比較するに貸切扱に於て我管内の發送數量は全體の約五十%を有し神局管内發の四十二%は之れに亞ぐるのであるが之れは主として輸入卵に基くものである

第三款 到着數量

鐵道により到着せる數量が幾何なるかは統計の示すものなく之れを知るを得ざるも省線一般の場合強て之れを知らんとすれば發送數量の反對は到着數量とも觀らるべく尙到着後再度轉送さるゝものを考慮せば發送數量の二割乃至四割は増加すべきものと推定せらるゝのである。乍而此れは前述の如く省一般の場合にのみ適用せらるべきものにして地方的には不合理を免れざるを以て今大正十四年に於ける東京市の調査せる第十三號表により六大都市に發着せる鶏卵の到着數量を觀るに内地卵及輸入卵を合せて二萬九千九百七十五噸を示し内輸入卵一萬四千二百六十二噸を有し兩者其の割合は大差なきも輸入卵は内地卵に比し約一割強多きを觀るのである。

更に之れが到着數量を都市別に觀察せば内地卵及輸入卵を合せて東京市の一萬五千四百二十七噸、大阪市五千四百四噸、神戸市の四千六十七噸、京都市の三千三百五十六噸、横濱市の一千四百四十七噸、名古屋市の八百七十四噸の順序で東京市の如きは全體の約五十二

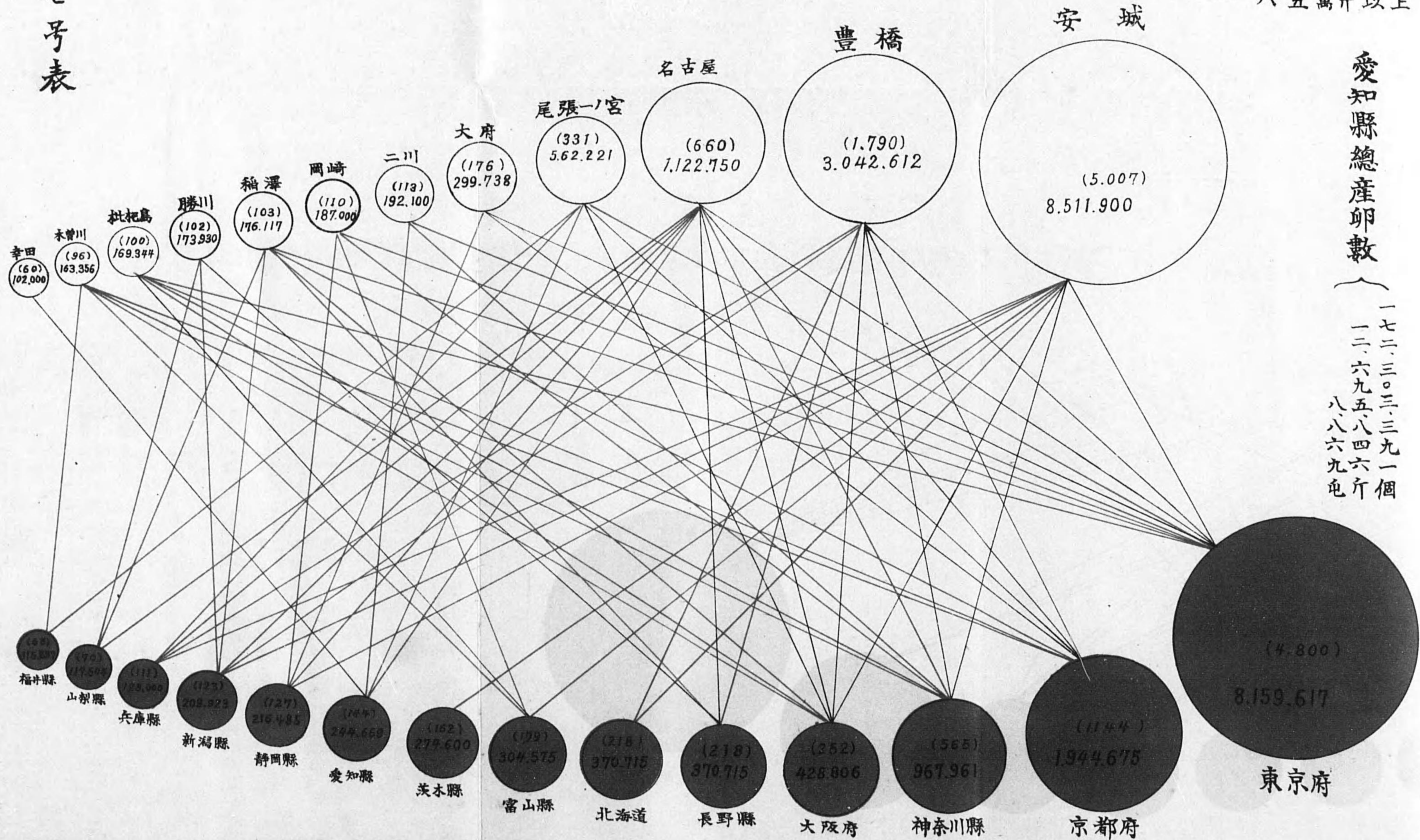


大正十四年中愛知縣下各駅(拾萬斤以上)發鶏卵仕向地別圖表

第七号表

凡例

円内ノ数字ハ屯又ハ斤ヲ示シ()内ハ屯ヲ示ス
 — 八十萬斤以上
 — 八五萬斤以上



愛知縣總産卵數

一七二、三〇三、三九一
 一、二、六、九、五、八、四、六、九
 八、八、六、九、屯
 八、八、六、九、斤



大正十四年中愛知縣下各駅(拾萬斤以上)發鷄卵仕向地別圖表

第七号表

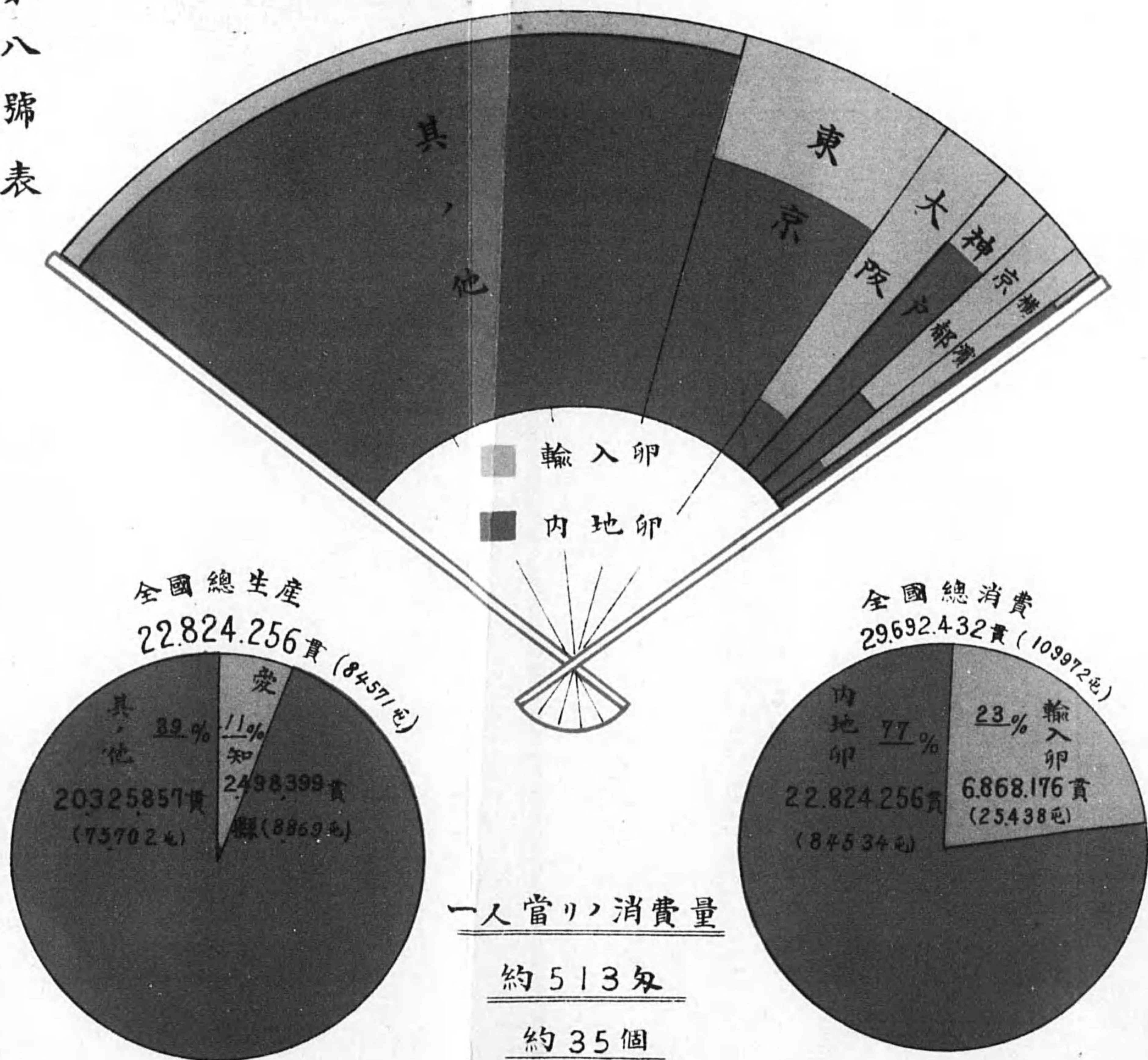
凡例
 圈内数字、地元の
 外、内、外、内、
 一、十萬斤以上
 二、五萬斤以上



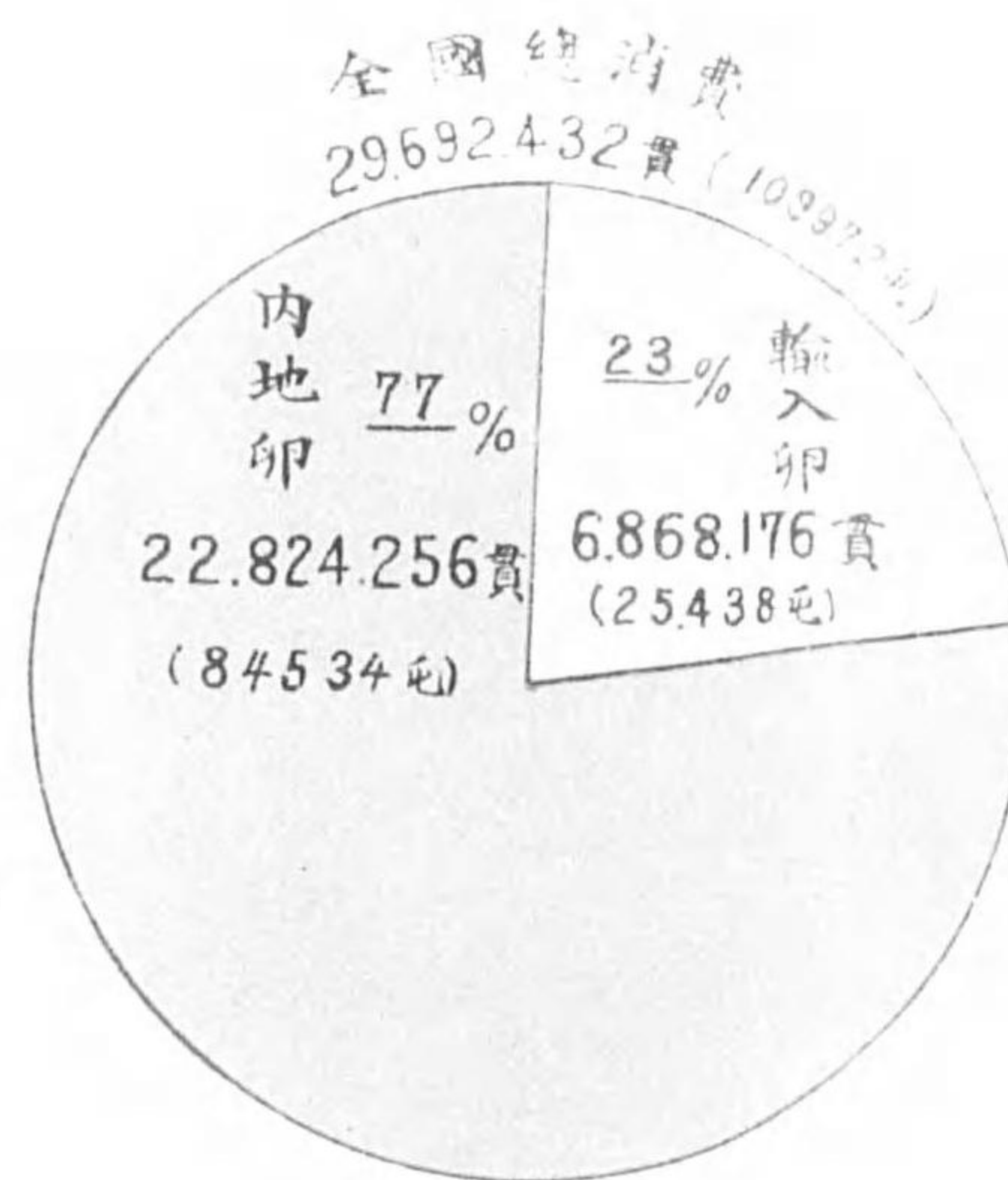
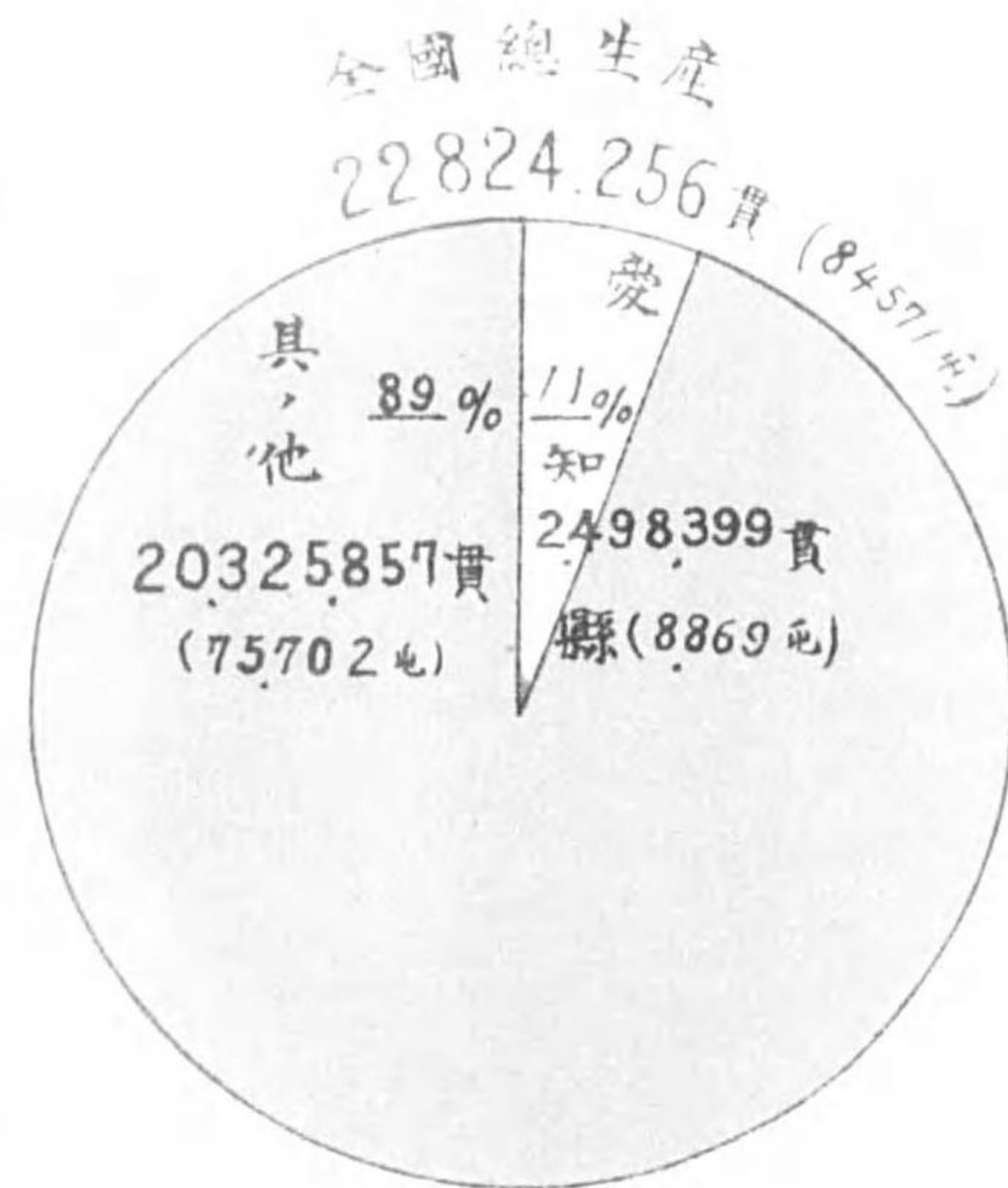
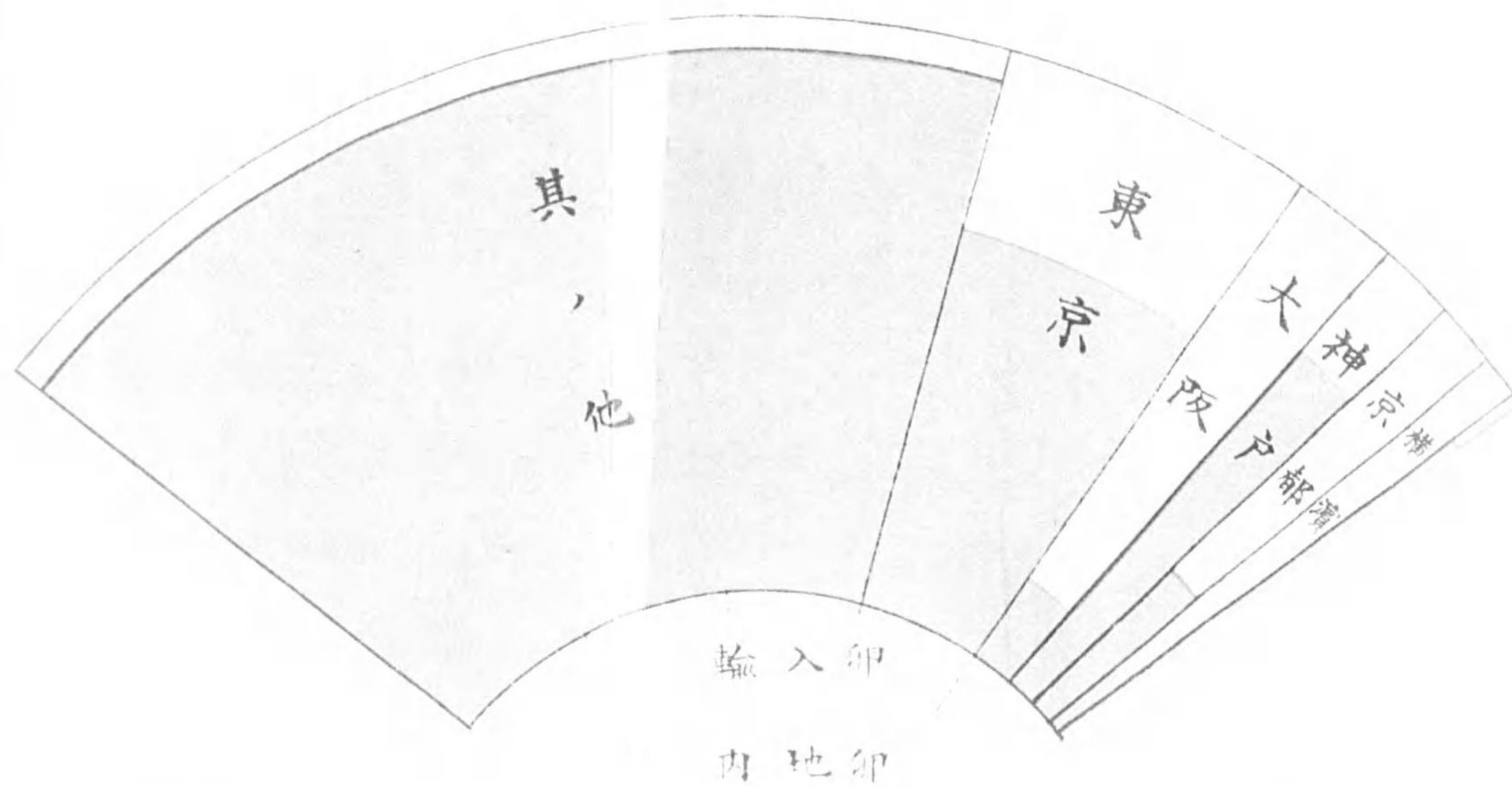
愛知縣總產額數
 一、十萬斤以上
 二、五萬斤以上

第八號表

全國ニ於ケル鶏卵ノ消費(大正十四年)



第八號表



一人當りの消費量

約513匁

約35個

全國ニ於ケル鶏卵ノ消費(大正十四年)

%を占め次に大阪市であるが之れは僅かに十八%を占むるに過ぎないのである。
又名古屋市ノ到着が他の都市に比し少なるは謂ふ迄もなく近郊に生産地を有する關係上鐵道以外の運送機關により入荷するものが相當あるのみならず横濱大阪及神戸市の如く比較的入津關係のもの僅少であるのも一原因をなして居るものである。

第四款 運賃

大正十四年中に於ける當局管内の収入は各扱を通し七萬六千五百五十四圓内貸取扱三萬六千二百二十五圓小口扱三萬九千九百二十九圓である而して之れを各扱別其割合を觀るに貸取扱四十八%小口扱五十二%で數量の場合に比し全く反對の現象を示して居るのである。

尙省線全體に於ける収入を前記管内の實績に依り推定せば十四萬八千四百三十七圓にして當局管内は五十一%を占むるの状態にあるのである。

而して以上による貸取扱の収入は二割減によるものにして之れによる減收額は省一般に於て約一萬八千圓當局管内に於て約九千圓に上つて居るのであつて一面社會奉仕的のものとも謂ひ得るのである。

第二節 鶏卵の荷造及諸掛其他

第一款 荷造

鶏卵の荷造は食用卵と種卵とに依り異り、食用卵の荷造は糠詰箱入若くは紙枠入箱の二つが有る。種卵はボール箱入枠釣の方法に依つて居る。而して食用卵の荷造として最も普通に行はるゝのは北海道松を使用せる石油箱大のものに卵量正味三貫九百冬二百七十個乃至三百五十個を入れ各卵の間隙には粉糠殻を填充し蓋を釘付にしキ字型に二條の繩掛を施すので有る。是れに要する荷造費は一箱に付總計五十三錢を要す、其の内譯を示せば次の通で

| | |
|------|-----|
| 箱代 | 三十錢 |
| 粉糠殻代 | 七錢 |
| 繩代 | 三錢 |
| 釘代 | 三錢 |
| 雜費 | 一〇錢 |

而して此の荷造能率は普通のものにて一日二十五箱乃至三十箱である。

第二款 諸掛其他

荷造費に就ては前述の如くなるも此の外諸掛及中間商人に一箱に付支拂ふべき口錢及手數料は荷造費の五十三錢共に二圓三十錢を要するのである。而して之れを最近年の平均一箱の價格十二圓に比較せば品價に對する約八十三%を占めて居るのである。左に其の内譯を示さん

| | |
|-----------|-------|
| 荷造費 | 五十三錢 |
| 發地仲介者手數料 | 二十錢 |
| 着地卸商人ノ口錢 | 二十錢 |
| 着地小賣商人ノ口錢 | 八十錢 |
| 運賃(除鐵道運賃) | 五十七錢 |
| 計 | 二圓三十錢 |

第九號表

主要發驛別貸切扱鶏卵累年發送數量 (一ヶ年二〇〇噸未滿省略)

| 年次 | 驛名 | 二川 | 豊橋 | 岡崎 | 安城 | 大府 | 名古屋 | 枇杷島 | 稻澤 | 尾ノ宮 | 勝川 | 幸田 | 計 |
|-------|----|-----|-------|----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|----|-----|--------|
| 大正十年 | | 一 | 七三 | | 二、〇〇 | | 一、〇三 | | | 二六 | | | 四、三三 |
| 同 十一年 | | 一 | 二、〇一一 | | 二、六二八 | | 一、三三四 | | | | | | 六、〇一〇 |
| 同 十二年 | | 一〇三 | 二、〇三六 | 一四 | 四、一六一 | 一六〇 | 一、〇六四 | 一四 | 一〇九 | 三三 | | | 八、三三五 |
| 同 十三年 | | 一 | 一、五〇一 | | 五、一八六 | 一七七 | 六三 | 一〇〇 | 一〇五 | 三三 | | | 八、〇七五 |
| 同 十四年 | | 二六〇 | 二、六三三 | | 六、四六五 | 三七 | 八二 | 一六 | | 三七 | 一三 | 一〇一 | 一一、一〇二 |

| 種別 | 八 | | 九 | | 十 | | 十一 | | 計 | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 發送噸數 | 三三 | 三三 | 三六 | 三三 | 三八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 |
| 運賃 | 五九三 | 五九三 | 五九三 | 五九三 | 五九三 | 五九三 | 五九三 | 五九三 | 五九三 | 五九三 |
| 一噸平均運賃 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 |
| 平均輸送哩 | 四九 | 四九 | 四九 | 四九 | 四九 | 四九 | 四九 | 四九 | 四九 | 四九 |
| 一噸一哩平均運賃 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 |

第十二號表

大正十四年中に於ける鶏卵發送數量及運賃表

| 種別 | 省線一般 | | 管內 | | 小口 | | 投口 | |
|----------|--------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|
| | % | 管內 | % | 管內 | % | 管內 | % | 管內 |
| 發送噸數 | 一五、九四八 | 七、八七五 | 五〇 | 六、四〇〇 | 三、四〇〇 | 五三 | 三、四〇〇 | 五三 |
| 運賃 | 七、三六四 | 三、三三〇 | 五〇 | 七、七〇七 | 三、九二九 | 五三 | 三、九二九 | 五三 |
| 一噸平均運賃 | 四・六〇 | 四・二〇 | 四・六〇 | 一・二七 | 一・二七 | 一・二七 | 一・二七 | 一・二七 |
| 平均輸送哩 | 三〇哩 | 三〇哩 | 三〇哩 | 三〇哩 | 三〇哩 | 三〇哩 | 三〇哩 | 三〇哩 |
| 一噸一哩平均運賃 | 二・二 | 二・二 | 二・二 | 二・二 | 二・二 | 二・二 | 二・二 | 二・二 |

| 管內 | 計 | | | | 省線一般 |
|----|------|----|--------|----|---------|
| | % 管內 | | % 省線一般 | | |
| | 小口 | 貸切 | 小口 | 貸切 | |
| 三〇 | 七〇 | 二九 | 七二 | 五二 | 二二、七九 |
| 五三 | 四八 | 五 | 四九 | 五 | 一四八、四三〇 |
| 五三 | 四八 | 五 | 四九 | 五 | 七六、一五四 |
| 五三 | 四八 | 五 | 四九 | 五 | 六・八九 |
| 五三 | 四八 | 五 | 四九 | 五 | 六・三三 |

本表中貸切扱ノ數量ハ貸率特定貨物月報ニ依リ其他ニ就テハ當管內主要發驛ノ實績ニ依リ推定ス。

第十三號表

大正十四年中に於ける六大都市に到着したる鶏卵數量 (單位貫(噸))

| 種別 | 都市別 | | 東 | 京 | 橫 | 濱 | 名古屋 | 古 | 屋 | 京 | 都 | 大 | 阪 | 神 | 戶 | 計 | |
|-----|---------|---------|----------|------------|-----------|---------|----------|--------|----------|--------|--------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | 内地卵 (A) | 輸入卵 (B) | | | | | | | | | | | | | | | |
| % 計 | A | B | 二、五七、三二五 | (九、三九七) | 三〇、一〇、一〇〇 | (一、一三) | 一七、七、四〇〇 | (六、五八) | 二五、五、四〇〇 | (九、四四) | 八一、〇〇三 | (三、〇〇一) | 七六、八、六三三 | (二、八四七) | 三、八、五〇六 | (一、四三三) | 三、八、五〇六 |
| | | | 四、六五、三三七 | (一、六八、〇〇三) | 二七、九、四四〇 | (一、〇〇五) | 五八、二、〇〇五 | (二、二六) | 二五、五、四〇〇 | (六、五八) | 八一、〇〇三 | (三、〇〇一) | 七六、八、六三三 | (二、八四七) | 三、八、五〇六 | (一、四三三) | 三、八、五〇六 |

第十四號表

輸入卵の數量並價格累年表

| 年次 | 輸入數量 | 同上指數 | 輸入價格(圓) | 同上指數 |
|------|---------------------|-------|----------|-------|
| 大正元年 | 六、七五、四五斤 (三、九九) | 100.0 | 一、四一、八四 | 100.0 |
| 二年 | 八、一五八、二六 (四、七九) | 一二三.三 | 一、四八、九三 | 一〇九.一 |
| 三年 | 七、八四、五一 (四、六三) | 一一五.六 | 一、三九、八五 | 一〇三.六 |
| 四年 | 七、六五、四二 (四、五〇) | 一二二.〇 | 一、三四、九〇 | 一〇〇.〇 |
| 五年 | 六、四七、九二 (三、六七) | 六五.一 | 一、三三、七六 | 九.二 |
| 六年 | 四、四七、五四 (二、五九) | 五二.六 | 八五、六四 | 七.八 |
| 七年 | 六、五八、四二 (三、八七) | 九七.二 | 一、八四、〇六 | 一四八.二 |
| 八年 | 一〇、五九、九五 (六、三三) | 一五九.二 | 三、五九、三三 | 二六四.〇 |
| 九年 | 二六、四七、二五 (一五、五七) | 三九.〇 | 一一、〇六、四六 | 八九.五 |
| 十年 | 五九、九三、〇〇 (三五、二五) | 八八三.三 | 一七、九五、四六 | 一四八.〇 |
| 十一年 | 五三、五九、〇〇 (三二、五一) | 七八九.五 | 一七、九四、七〇 | 一四九.〇 |
| 十二年 | 五一、九三、九〇 (三〇、五五) | 七六五.四 | 一七、二二、八三 | 一三八.〇 |

| | | | | |
|------|----------------------|-------|----------|-------|
| 同十三年 | 四二、九六、一〇〇 (二五、一五) | 六三三.六 | 一五、一〇、五七 | 一三三.三 |
| 同十四年 | 三七、九六、〇〇〇 (二三、三五) | 五六〇.〇 | 一三、五九、〇〇 | 一〇一.〇 |

備考()内噸ヲ示ス。

第三節 生鳥の鐵道輸送

第一款 鐵道輸送

明治十年頃既に一ノ宮の生鳥商の手に依り京都に賣り込まれたりしが當時は輸送の便尠く全部擔ひ籠にて東海道を西下し長濱より便船にて大津に渡り此處にて京都の商人に引渡したり。明治十六年長濱關ヶ原間及翌年大垣迄鐵道の開通に従ひ漸時其の輸送便利となり明治十九年六月尾張一ノ宮驛開業と共に此の方面の取引急激なる發達を遂げ大正七八年頃其の頂點に達し日々六七輛の積合を仕立て、京阪地方に輸送したりしも其の後縣下を始め各府縣に養鶏業の普及するに従ひ一ノ宮地方の獨專を許さず漸次壓倒され今日では毎日一輛宛乃至三輛宛の輸送を爲すに過ぎず。

時勢と共に如斯消長はありと雖も未だ發送量に於ては依然として縣下の首位を占めつゝあり。

之れが輸送の爲鐵道に於ても毎日着地に於ける市場の關係を考慮し生鳥積貨車(代用)を特に仕立て運用しつゝある狀況である
 最近に於ける鐵道に依る輸送數量は年間約二千噸であつて大正九年以降大正十三年に至る五ヶ年間の發驛別發送數量を示せば次の通である。

第十五號表

發驛別累年生鳥(鶏)發送數量 (一ヶ年一百噸未満ハ省略)

| 年次 | 發驛名 | | | | | | | |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 豐 | 橋 | 岡 | 崎 | 安 | 城 | 名 | 古 |
| 大正九年 | | | | | | | | |
| 同十年 | | | | | | | | |
| 同十一年 | | | | | | | | |
| 同十二年 | | | | | | | | |
| 同十三年 | | | | | | | | |
| 計 | 二五五 | 三六六 | 八三五 | 七五七 | 三五 | 二七 | 二六 | 二八 |
| 小口扱ノ割合 | 八九六 | 一、三七八 | 一、三六八 | 一、三六八 | 一、三六八 | 一、三六八 | 一、三六八 | 一、三六八 |

次に大正十四年中に於ける輸送總量は二千五百五十二噸にして扱種別より觀るときは小口扱二千四百四十四噸貸切扱八噸にして小口扱九九六%、貸切扱〇、四%の割合である。今左に大正十四年中に於ける發驛別月別發送數量を示せば左の通である。

第十六號表

各驛生鳥(鶏)發送數量 (大正十四年中)

| 發驛別 | 月別 | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|---|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 計 |
| 尾張一宮 | 六 | 六 | 六 | 一〇八 | 七 | 三三 | 一五 | 一〇四 | 七 | 六 | 七 | 三 | 六、一三 |
| 豐橋 | 五 | 三 | 三 | 四 | 五 | 五 | 九 | 六 | 五 | 四 | 三 | 三 | 六〇二 |
| 安城 | 二 | 〇 | 四 | 八 | 八 | 三 | 七 | 三 | 五 | 三 | 二 | 二 | 一七 |
| 名古屋 | 四 | 二 | 一〇 | 一四 | 一〇 | 九 | 二 | 二 | 八 | 三 | 六 | 三 | 一三 |
| 大府 | 四 | | | 三 | 四 | 三 | 二 | 九 | 四 | 三 | 八 | 九 | 一〇〇 |
| 勝川 | 四 | | | 四 | 六 | 三 | 六 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四六 |
| 計 | 一七 | 二 | 一五 | 二〇 | 二六 | 二七 | 二〇 | 二九 | 一三 | 一六 | 一三 | 一〇 | 二、四四 |
| 小口扱ノ割合 | 九〇、四 | | | | | | | | | | | | |

備考 數量噸

第二款 輸送上の注意

鐵道輸送上特に注意を要するは所謂生きものの取扱方である。元來「生きもの」の輸送

に就ては其の性情其他に就き専門的智識の必要あることは勿論であるが實際其の取扱に當るものに斯くの如き専門的智識と經驗を求むることは至難である。然し乍ら普通の貨物と異なることを深く考慮に入れ如何にせば輸送の完全を期することが出来るかに就て取扱上慎重の態度を持たねばならぬ

左にこれが取扱に就き注意すべき點を列挙しやう。

一、生物を取扱つて居ると云ふことを瞬時も忘却せざることを。

二例へ微弱なりと雖も衝撃を與へざることを。

三、(取扱は如何に迅速なりとも置く時、積む時の少しの呼吸にて防ぎ得るものなり) 温度の激變を避くること。

四、(暑氣日中に露出せしむるが如きは特に慎むべきことなり) 取扱及積置は常に正位を保たしめ可及的積重ねを避け已を得ざる場合は十字形に

積重ねること。

五、冬季に於ける籬の輸送に當りては成る可く蒸氣暖房器に接近せしめざることを。

冬季は之に應じたる施設を爲して出荷するものにつき暖房器附近に積付くるとき

は取卸後温度の激變に依り與ふる影響大なり)

六、貨車の選擇は輸送上最も重要なることであつて可成適當のものを充當し目下の處では大体は家畜車を充當して居るのであるが夏季に於ては尙多少の斃死を免れな

い、本貨物の輸送貨車に就ては自他共に尙研究を要すべき點が多々あると思ふのである。

第三款 荷 造

生鶏は通例高さ一尺、徑二尺八、九寸の竹籠を使用す。此の籠の構造は親骨となるべき三本の割竹を基礎とし約二寸の六角形の荒き目を爲せる通稱専女籠と稱するものにて上部は太繩を以て不規則なる二、三寸の目を造りたる網を以て之れを覆ふものとす。

この籠代は新品にありては八十錢、繩代及編賃十錢計九十錢、古籠にありては全部にて四、五十錢を普通とす。

右の籠中に莖を敷き十四五羽(餌養鶏に在りては六、七羽)を收容するものとす。

第八章 結 論

鶏卵及生鳥の食料品としての營養價値は夙に世人の認むる處であつたが往時は一般に生活程度も低く且つ交通機關が今日の如く發達せざりしため需給の範圍も狭く生産組織も極めて小規模であつた。

然るに其後文化が進み生活の程度が向上するに従ひ卵肉共に保健上の營養食として一般に普及し需要は増大し著しく斯業の發展を來たしたのである。殊に全國に冠たりと稱せらるゝ愛知縣の養鶏業は其の生産額に於て實に二千萬圓に達せんとするの盛況

を呈し産卵個數に就て之を見るときは

大正十四年に於て一億七千二百三十萬三千個

にして大正元年に於ける生産高に比較すれば約三倍強に達して居るのである。然るに之を以て我國の需要を充すことは出來ないのであつて大正十四年中に於ては全國の消費量即ち二十一億個に對し約二十三日を外國から輸入するの狀態である。政府は是れに鑑みる處あつてか夙に關稅保護の政策を採り又一面鶏卵増産計畫として國營種禽場(全國五ヶ所)の設置を劃策し既に五十一議會に於て經費七十餘萬圓の協賛を經而して其の一を愛知縣下に設置さるゝことは殆んど確定し設置個處は大休名古屋近郊を選定さるゝ模様である右の外曩に農林省令第五號(昭和二年三月三十日公布)を以て養鶏獎勵規則を定め斯業に對し獎勵金を交付することゝなつたのである。其他官民合同の協議會を開催する等専心之れが助長に努められて居るが今尙前記の如き輸入を仰ぐの狀態にあるのである。是れ一面に於ては外國卵が内地卵に比し安價なるに起因するものと思考さるゝも其の營養價に於て劣れる外國卵の流入を防止すると共に所謂鶏卵の自給自足を目標として斯業の振興を期せなければならぬと思ふ。政府も亦茲に見るところあり銳意斯業の發達を援助しつゝあるのである。而して是れが實現を期する上に於ては經營組織の改善を圖るべく、分配組織の改善

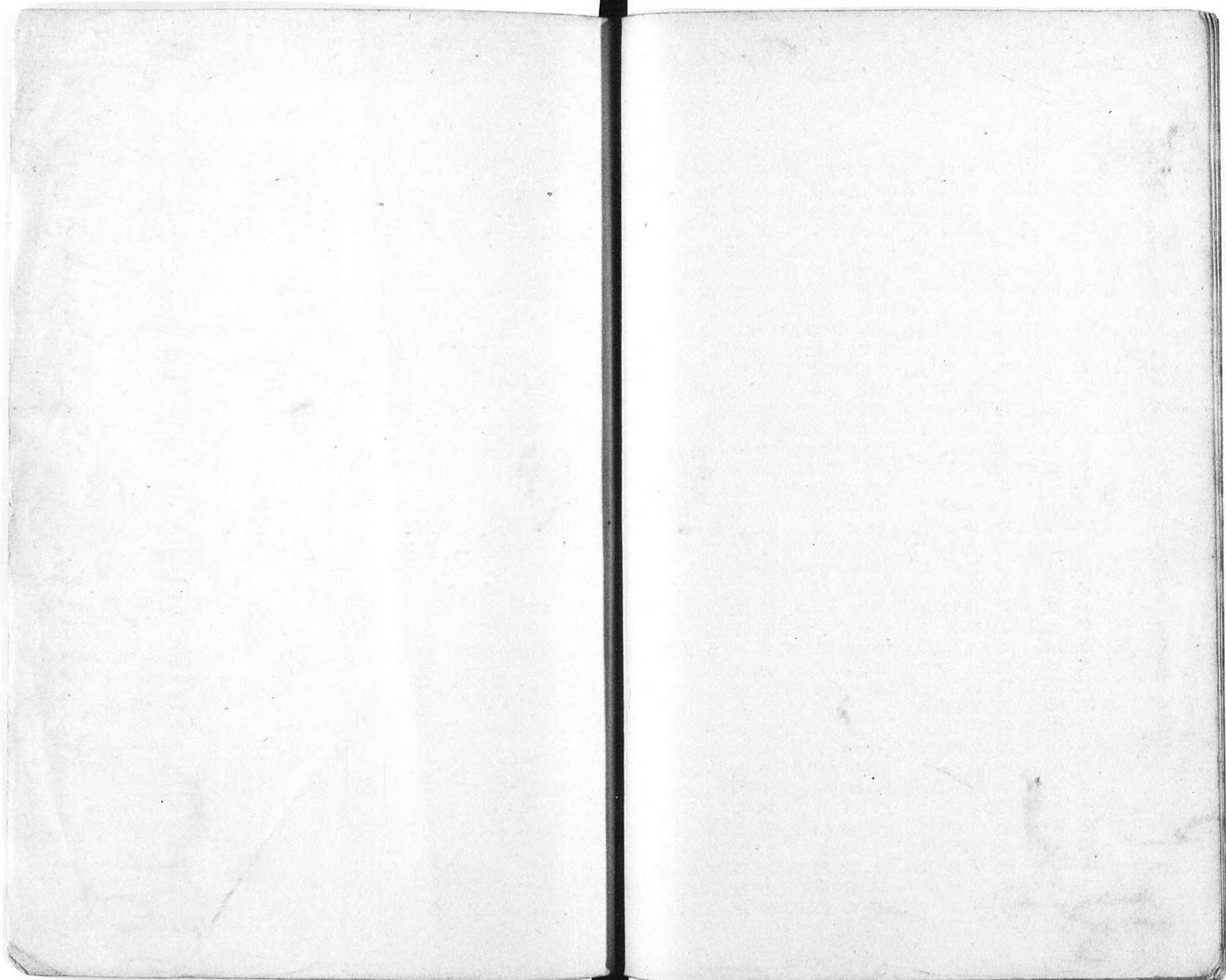
も亦其一つである。即ち生産者より消費者に至る迄の間に於てあらゆる冗費を省き最も合理的且經濟的に分配を行ふものであつて就中主なるものは取引の改良と運送機關の改善に待つ處が多いと思ふのである。

先づ取引方法の改善を計らんとするには現在の如き生産者より仲買、仲買より問屋、問屋より小賣商人、小賣商人より消費者と謂ふが如き多數の仲買機關を省く必要があるのである。

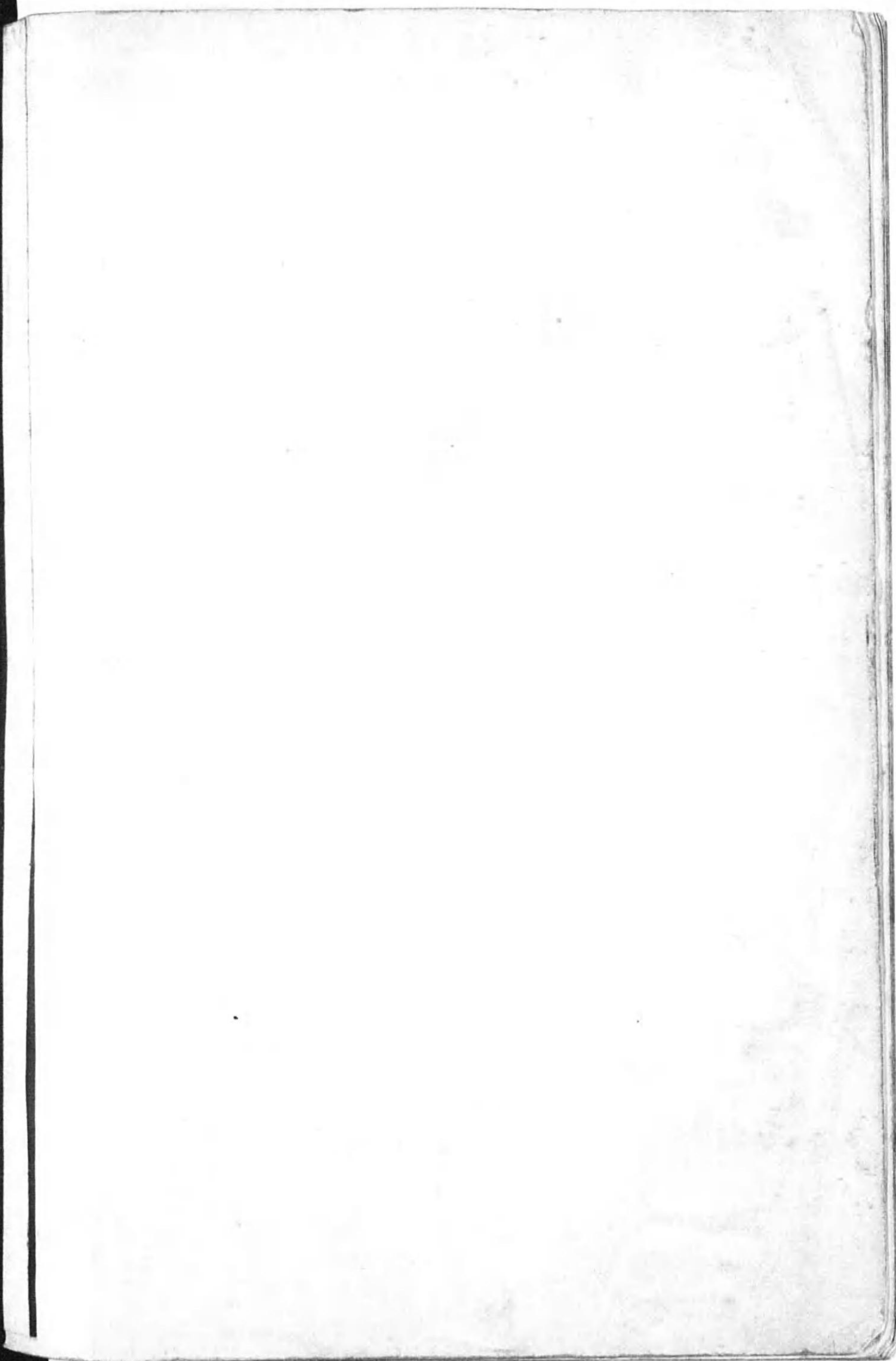
尤も近來は以上の如く多數の仲買機關を介在することなく、或は生産組合、消費組合、公共的機關としては中央卸市場制度を設け之れが省略に努めつゝあるを以て漸時改良の傾向を辿りつゝあることは疑なき事實なるも未だ研究の餘地は充份あるものと思考するのである。

又運送機關の點よりするときには他の貨物と異り損敗變質し易きため之れが取扱には特別なる注意を要するは勿論荷造を完全にし途中に於ける損傷を防ぎ運送の安全を期するためには運送具も亦之れに適合する車輛を用ふるを最も必要とするのみならず其の運送は迅速なるを要し且市場等の取引時間に遅れざる様可及的運送時間を正確ならしむることが肝要である。

要するに食料問題と直接關係を有する斯業の發達を益々助長せしめんとする幾多の國家的政策と相俟て鐵道も亦之れが輸送上の施設に就きては益々其の完全を期してゐる。



14.5
208



終

